

小分野 3-(1)-①

土地利用

基本計画

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ②1 もっと生駒が好きになる！～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ②2 まちづくりに関心をもち、無理なくできることからまちづくり活動始める。

市民2人以上でできること

- ①1 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ②1 地域のまちなり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ①3 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ①4 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。(都市計画課)
- ①2 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ①3 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ①4 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ①5 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ①6 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域^{※1}や市街化調整区域^{※2}、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ①7 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ①8 市民主体のまちづくりを支援するための仕組み（(仮称)まちづくり条例）づくりに向けて取り組みます。(都市計画課・建築課)
- ①9 地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。(都市計画課・建築課)
- ②1 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画^{※3}の導入を支援します。(都市計画課)
- ②2 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

※1 市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域。

※3 地区計画:それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

小分野 3-(1)-①

土地利用

資料

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして急激な人口増加にあわせた都市基盤の整備や市街地開発が進んできました。人口減少や超高齢化社会の到来により人口増を前提とした都市づくりを進めていくことが困難となってきました。

そのため、環境負荷の少ない低炭素社会や都市機能・公共サービスの集約化を図るコンパクトな都市構造の実現に向けた方向転換が必要となってきました。

一方で、近鉄けいはんな線が開業するなど、同線周辺地域においては今後の発展の可能性を見受けられます。

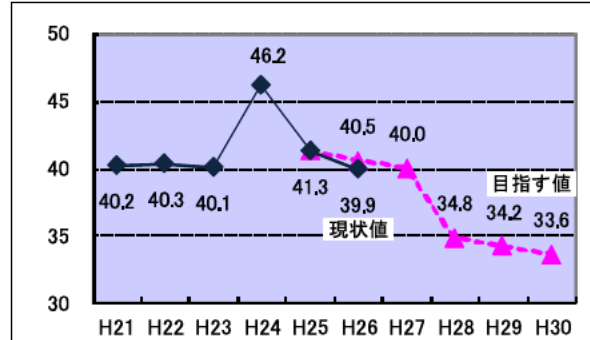
また、本市では、平成23年に策定した生駒市都市計画マスタープランに基づいた土地利用・まちづくりを進めており、今後とも本市の恵まれた自然を活かしつつ、将来を見据え、まとまりのある都市空間の形成と、地域の特性に応じたまちづくりを行っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 必要に応じた都市計画マスタープランの見直し検討（都市計画課）
- ①2 いこま塾（都市計画課）
- ①3 いこま塾・まちづくり井戸端会議（都市計画課）
- ①4 用途地域指定・生産緑地追加指定（都市計画課）
空き家・空き地対策事業（建築課）
- ①5 用途地域・地区計画指定（都市計画課）
- ①6 用途地域・地区計画指定（都市計画課）
- ①7 開発指導（建築課）
- ①8 いこま塾・いきいき交流会（都市計画課・建築課）
- ①9 スマートコミュニティ※4推進事業（都市計画課・建築課）
- ②1 どこでも講座・地区計画相談（都市計画課）
- ②2 まちづくりコンシェルジュ（都市計画課）

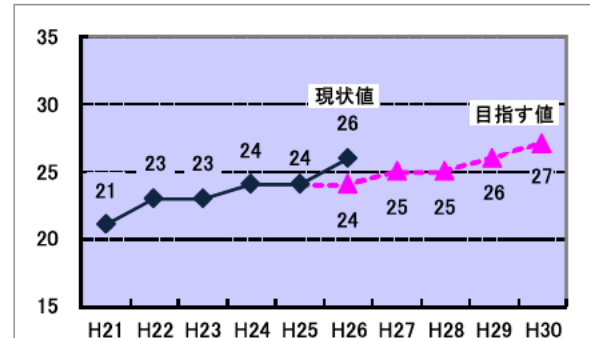
指標

① 宅地化農地※5の面積(ha)



【この指標について】市街化区域内の農地の面積（生産緑地地区※6を除く）。民間開発等による新たな市街地環境の創出を図っていくことおよび生産緑地地区の追加指定による自然環境を保全する区域の拡充を図ることにより、有効な土地利用の推進を目指します。（都市計画課）

② 地区計画導入地区数(地区)



【この指標について】住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める制度の導入地区数。地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するため導入を支援し、地区計画地区の増加を目指します。（都市計画課）

※4 スマートコミュニティ：家庭やビル、交通システムをICTネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

※5 宅地化農地：計画的な宅地化を促進する市街化区域内の農地。

※6 生産緑地地区：市街化区域内にある農地を計画的かつ持続性のある領地として保全することで豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度。

小分野 3-(1)-②

住宅環境

基本計画

4年後のまち

- ① 良好な市街地環境が維持され、災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して快適に生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ② 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ② 1 将来を見据えてバリアフリー※1化を行う。

市民2人以上でできること

- ① 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ② 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ① 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ② 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ③ 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ② 1 バリアフリー化された住宅を供給する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ① 2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ① 3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ① 4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページの活用や様々な機会をとらえて情報提供を行います。(建築課)
- ① 5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ① 6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図ります。(建築課)
- ① 7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり景観課)
- ① 8 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(都市計画課)
- ① 9 特定空家※2の適正対応に加え、利用可能な空き家を有効活用するため、既存住宅流通等促進奨励金交付事業や転入希望世帯へのシティプロモーション、空き家バンクを利用した地域コミュニティづくりを推進します。(建築課)
- ② 1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ② 2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(営繕課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

※2 特定空家:そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等のこと。

小分野 3-(1)-②

住宅環境

資料

現状と課題

本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景に住宅都市として発展してきました。平成 20 年の住宅・土地統計調査によると持ち家が約 3 万 3 千戸、持ち家率は約 80%となっており、高い水準にあります。また、市民満足度調査でも 85.9%がずっともしくは当分の間は住み続けたいと考えており、このことから比較的住宅環境には恵まれているものと考えられます。

しかし、昭和 56 年の建築基準法改正前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅のうち、耐震性が不十分な住宅が大変多く、市内全体の住宅の耐震化率は約 83.5% (H24 年度末) と推計されることから、耐震化を促進していくことが課題となっています。また、特に既存の住宅地においては、急速な高齢化に対応するためのバリアフリー化が課題となっています。

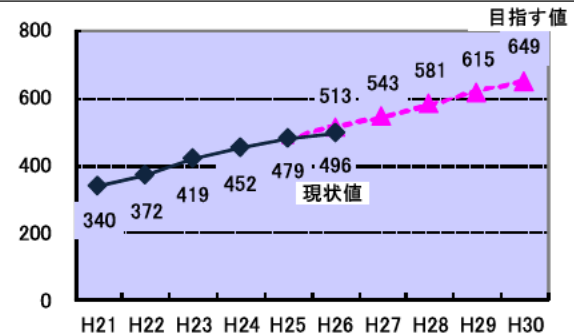
現在、既存住宅・特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の補助事業の維持・拡充や相談窓口の設置、法令等に基づいた協議・指導・審査などを行っていますが、法令改正が頻繁に行われるため、引き続き、正確な情報提供が必要であるとともに、住宅環境の向上のため、耐震化やバリアフリー化の推進が必要となっています。

具体的な事業

- ①1 生駒市耐震改修促進計画の推進（建築課）
- ①2 各種耐震診断・改修補助事業（建築課）
- ①3 違反建築防止週間の実施及び関係機関との連携（建築課）
- ①4 関係機関を含むリーフレットの配布及びホームページへの迅速な掲載（建築課）
- ①5 特定行政庁連絡協議会への参画（建築課）
- ①6 NPO法人等との協働による啓発（建築課）
- ①7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画による景観施策の推進（みどり景観課）
- ①8 まちづくりコンシェルジュ（都市計画課）
- ①9 空き家対策事業（建築課）
既存住宅流通等促進奨励金交付事業（建築課）
- ②1 住宅相談（建築課）
- ②2 市営住宅管理事業（営繕課）

指標

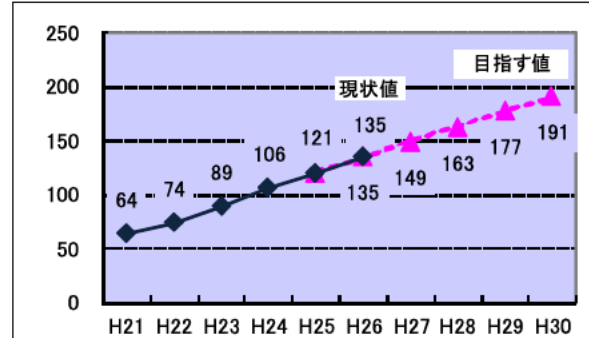
①1 既存住宅耐震診断補助事業利用件数[累計](件)



【この指標について】住宅の耐震診断の補助制度を利用した件数の累計。

住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。（建築課）

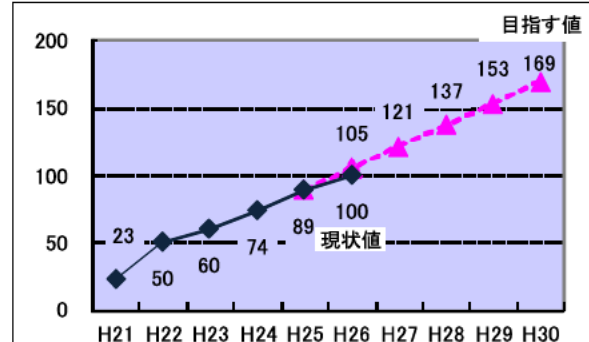
①2 改修補助等により耐震化した住宅の件数[累計](件)



【この指標について】耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。

住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。（建築課）

②バリアフリーリフォーム固定資産税減税申請件数[累計](件)



【この指標について】バリアフリーリフォーム後に家屋の固定資産税が減税になる制度を利用した件数の累計。

住宅のバリアフリー化に対する動機付けとしての減税制度の利用を促進し、住生活に対する弱者が安心して暮らせる住宅環境の確保を目指します。（建築課）

小分野 3-(1)-③

拠点整備

基本計画

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を見据えた新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市民アンケートやワークショップ*1などで意見を述べる。
- ①2 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ①1 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ②1 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ①1 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ①2 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ①3 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅について関心をもち、新駅誘致活動に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民アンケートやワークショップなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市計画課)
- ①2 まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市計画課)
- ①3 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市計画課)
- ②1 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市計画課)
- ②2 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域において、必要な基盤整備を考えつつ、地域特性を活かした適切なまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ*2整備の方針を定めます。(都市計画課・事業計画課)
- ②4 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅を見据えたまちづくりの実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。(都市計画課)

※1 ワークショップ:小分野 1-(1)-①参照。

※2 インフラ:インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

小分野 3-(1)-③

拠点整備

資料

現状と課題

本市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、人々が暮らしやすい環境にするためには、多様な機能が集積した拠点の整備が必要です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺では市街地再開発事業が進められ、快適な都市空間の創造と利便性の向上が図られてきましたが、残る第三地区の市街地再開発事業については、地権者の意向を踏まえ、事業の必要性について調査検討する必要があります。また、生駒駅南口地区における土地の有効・高度利用の促進についても課題となっています。

また、南生駒駅周辺には文化・交流施設や商業施設などの集積が図られ、そこに至る公共交通としてコミュニティバスが運行されていますが、更なる道路や公共交通の整備が課題となっています。

近鉄けいはんな線各駅周辺地域や東生駒駅周辺地域においては、生活サービス・交流・居住等機能の充実が図られつつありますが、地域の魅力ある顔づくりや、地域住民のコミュニティ強化、公共交通の利用促進等につながる環境づくりが課題となっています。

学研高山地区第2工区については、リニア中央新幹線新駅を誘致し、新駅を中心とした新たなまちづくりを図り学研都市の活性化を目指して検討を進めているところです。

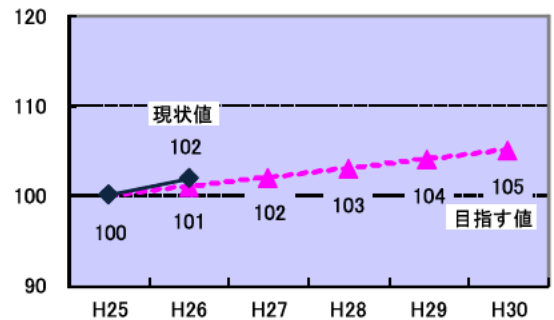
学研都市にふさわしいまちづくりについて、関係機関連携のもと、検討していく必要があります。

具体的な事業

- ①1 市民アンケートの実施（都市計画課）
各種ワークショップ等の開催（都市計画課）
- ①2 ホームページ等での情報公表（都市計画課）
- ①3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業（都市計画課）
- ②1 各種ワークショップ等の開催（都市計画課）
- ②2 用途地域、地区計画等規制の指定（都市計画課）
- ②3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業（都市計画課・事業計画課）
- ②4 地区計画等規制に関する事務（都市計画課・みどり景観課）
- ③1 リニア中央新幹線新駅（中間駅）誘致事業（都市計画課）

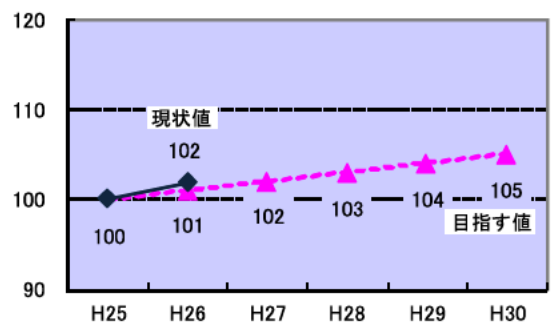
指標

① 都市拠点である生駒駅の乗車人数の増加率（％）



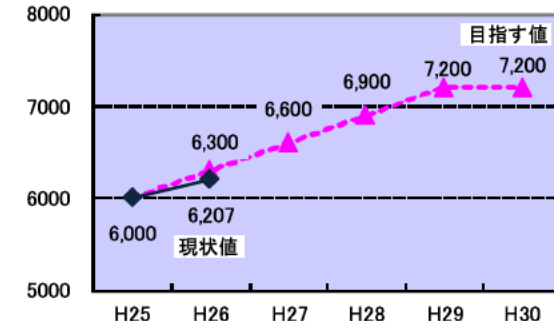
【この指標について】現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。
各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。（都市計画課）

② 地域拠点であるけいはんな線3駅の乗車人数の増加率（％）



【この指標について】現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。
各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。（都市計画課）

③ リニア誘致サポーター登録人数[累計](人)



【この指標について】平成25年に募集を開始したサポーターの登録人数。
生駒市にリニア駅が設置されることを望む人々が増え、新たなまちづくりについて関心を持つ人々も増えていきます。（都市計画課）

小分野 3-(2)-①

道路

基本計画

4年後のまち

- ① 安心して安全な暮らしを支えるみちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 道路整備事業に対する理解を深める。
- ① 2 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ① 3 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ① 4 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ① 2 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者でできること

- ① 1 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ① 2 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ① 3 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路（国道163号バイパス）や県道枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。（事業計画課）
- ① 2 阪奈道路辻町ICの整備について関係機関と協議・連携し、計画を具体化します。（事業計画課）
- ① 3 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。（土木課）
- ① 4 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。（土木課）
- ① 5 被災時において第三者被害が想定される道路施設（道路ストック※1）の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。（管理課・土木課・環境モデル都市推進課）
- ① 6 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査を計画的に進めます。（事業計画課）
- ① 7 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。（事業計画課）
- ① 8 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。（事業計画課）
- ① 9 安全な道路環境を維持するため、日常的な保守点検を行い、危険箇所の解消に努めます。（管理課）

※1 道路ストック：橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等（ペDESTリアンデッキ含む）、街路灯、案内標識等、防護柵類など

小分野 3-(2)-①

道路

資料

現状と課題

本市では国、県道といった広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道への通過交通の混入による交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が強く求められています。

近年、補助金の削減や市税収入の減少など厳しい財政状況下において、今まで以上に計画的で効率的な道路整備が求められていることから、事業実施にあたっては目標の設定や達成度の評価・分析を行っていくとともに、情報公開や市民参加によって市民からの意見を把握した上で、分かりやすく透明性の高い道路整備を行っていくことが必要です。

一方、市が管理する道路施設（道路ストック）の高齢化を受け、アセット・マネジメント^{※2}の考え方を導入して事後修繕型から予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化を図ることも必要となっています。

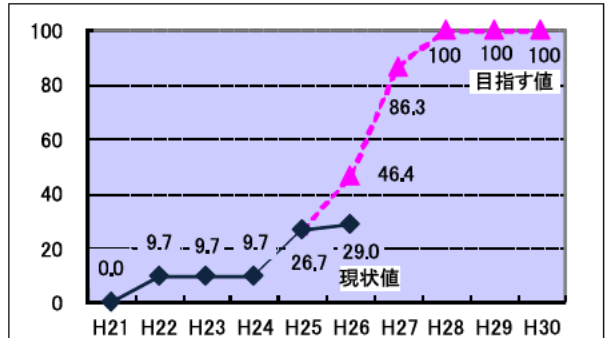
また、市民・事業者満足度調査において「歩道や歩行者専用道路の整備」の満足度が最も低いことから、高齢者や児童等にとってより安全・安心な歩行者空間の整備が求められています。

具体的な事業

- ①1 国道 163 号整備促進期成同盟会 ほか（事業計画課）
- ①2 辻町 I C 奈良方面ランプ整備に向けた連携・協議（事業計画課）
- ①3 道路新設改良事業（土木課）
- ①4 学研北生駒駅まちづくり関連道路整備事業（土木課）
- ①5 道路舗装補修事業（管理課）
道路ストック総点検事業（管理課・環境モデル都市推進課）
橋梁予防保全事業（管理課）
- ①6 地籍調査事業（事業計画課）
- ①7 都市計画道路見直し事業（事業計画課）
- ①8 歩行者空間整備ガイドライン策定業務（事業計画課）
- ①9 道路パトロールの実施（管理課）

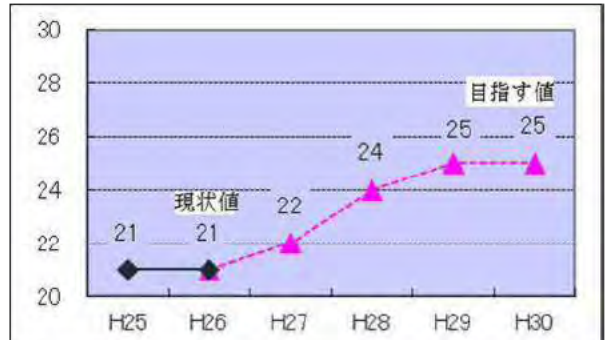
指標

①1 道路整備を計画している箇所の整備済み延長の割合（％）



【この指標について】道路整備を計画している箇所の延長（2,586m）に対する整備済み延長の割合。道路ネットワークの整備に向け、継続的に整備を進めます。（土木課）

①2 橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数（箇所）



【この指標について】橋梁長寿命化計画（47 橋）において、今後 4 年間で健全となる橋梁数。安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。（事業計画課・管理課）

※2 アセット・マネジメント：資産（アセット）を計画的に管理運用（マネジメント）する、という意味。

小分野 3-(2)-②

公共交通

基本計画

4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ①2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ②1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ②2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ②3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ①2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

事業者でできること

- ①1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ①2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ①3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ①4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。
- ②1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ②2 公共交通機関を積極的に利用するよう心がける。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ①2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ①3 鉄道を利用しやすくするため、駅周辺の駐輪場所の整備に向け、関係機関と協議するとともに、市営駐車場の利用を促進して送迎等の乗降車環境を整えます。(生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ①5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ②1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(2)-②

公共交通

資料

現状と課題

本市の鉄道網については、近鉄奈良線・生駒線・生駒鋼索線の3線のほか、平成18年3月にけいはんな線が新たに開業し、大阪、奈良方面への通勤・通学などの移動手段として大きな役割を果たしています。また、バスについては、駅を起点とした路線網により運行されています。けいはんな線の開業により、市北部地域のアクセスの改善が図られ、一部の地域ではコミュニティバスを運行するなど、関係機関とともに公共交通網の充実を図ってきました。

今後も、利用者にとって利便性の向上を図るための取組を検討していく必要があるとともに、高齢化や環境面への配慮から、マイカーから公共交通機関への転換を促進していく必要があります。

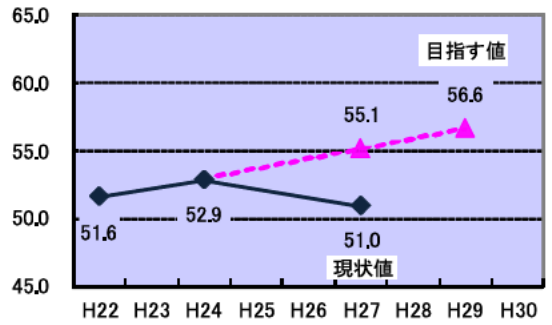
また、駅周辺における違法駐車・放置自転車等が、駅の利用者やバス運行の妨げとなることから、啓発や防止等対策を講じるとともに、乗降車場や駐車場、駐輪場など、駅周辺の交通ターミナルの機能の充実を図っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催（企画政策課）
- ①2 公共交通機関の維持・充実（生活安全課）
- ①3 駅周辺交通施設整備事業（生活安全課）
- ①4 迷惑駐輪防止啓発事業（生活安全課）
- ①5 違法駐車解消事業（生活安全課）
- ②1 公共交通機関利用促進啓発事業（生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課）

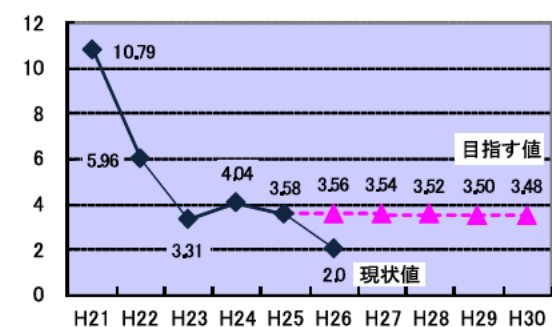
指標

①1 鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度（点）



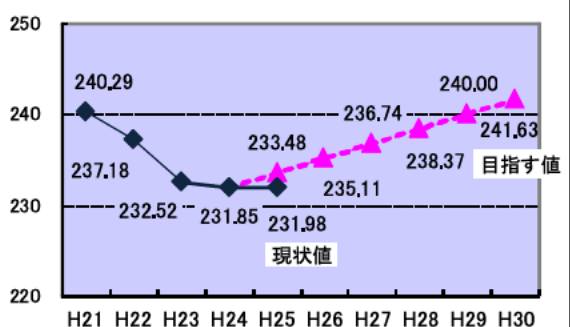
【この指標について】「市民満足度調査」における市民の鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度を得点化した値。前期基本計画での目標値（平成30年度）を57点に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が56.6点へ増加することを目指します。（企画政策課）

①2 主要駅周辺の放置自転車等1回当たりの撤去台数（台）



【この指標について】主要駅周辺に放置している自転車等の撤去台数。迷惑駐輪防止のための啓発や、放置防止の指導等を通じて、放置自転車等の撤去台数が減少（放置自転車等の減少）することを目指します。（生活安全課）

② 鉄道・バスの1人当たりの年間乗車回数（回）



【この指標について】市民1人当たりの鉄道やバスなどの公共交通機関の利用機会の増加を目指します。（生活安全課）

小分野 3-(3)-①

5R※1(リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル)【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 5R(リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 物はやがてごみになることを意識して、買物行動をする。
- ①2 マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。
- ②1 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ①1 ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ②1 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ①1 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ①2 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ①3 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ①4 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ②1 ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

行政の4年間の主な取組

- ①1 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ①2 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ①3 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ①4 ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ①5 ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ①6 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ②1 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ②2 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ②3 ごみ有料制の導入とその運用や資源化等の取組の推進により、家庭系の燃やすごみ排出量の減量を図ります。(環境事業課)
- ②4 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)
- ②5 紙おむつ利用者に対するごみ処理手数料の負担を軽減するなどごみ有料化について、状況を見ながら、さらなる改善を図っていきます。(環境事業課)
- ②6 ごみ処理手数料収入、ごみ処理量の減少によるコスト削減分について、環境対策等に活用します。(環境事業課)

※1 5R:Reduce(リデュース=発生抑制)、Refuse(リフューズ=拒否)、Reuse(リユース=再使用)、Repair(リペア=修理)、Recycle(リサイクル=再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

小分野 3-(3)-①

5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)【重点分野】

資料

現状と課題

本市における平成24年度の市民1人当たりのごみの総排出量(家庭系ごみ)は、年間223kg(1日当たり612g)となっており、近年、減少傾向にはありますが、一方では地球温暖化などの環境問題が深刻化し、環境負荷の少ない「循環型社会」へのさらなるシフトが重要な課題となっています。

このような課題に対しては、市民一人ひとりのごみ問題への意識の向上が必要であり、ごみ減量化・リサイクルを進めるうえで市民、事業者と連携を図っていく必要があります。

本市では、どこでも講座や小学校でのごみ収集体験学習の実施、環境フリーマーケット等の環境教育や啓発により、限りある資源の有効利用の促進と、ものを大切にする意識の向上を図っています。

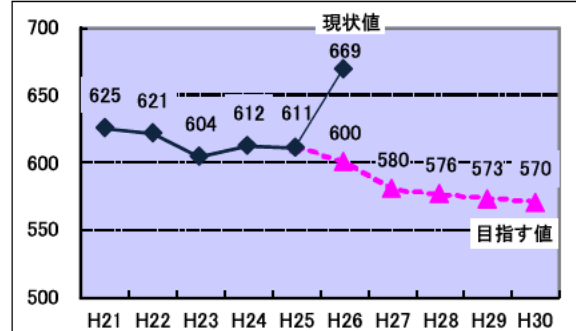
リユースやリサイクルの取組としては、家庭から出たごみの中から再使用できるものを提供するリユース市や家庭内で不用となった陶磁器の拠点回収・無料配布・再資源化等の各種施策を実施していますが、引き続きごみ減量に向けた効果的な施策を講じる必要があります。

具体的な事業

- ①1 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ①2 ごみ収集体験学習(環境事業課)
- ①3 使用済み小型家電の回収(環境事業課)
- ①4 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ①5 集団資源回収補助(環境事業課)
- ①6 レジ袋有料化(環境事業課)
- ②1 ガラスびん類再資源化(環境事業課)
- ②2 環境フェスティバルの開催(環境事業課)
- ②3 家庭系ごみ有料化(環境事業課)
家庭生ごみ自家処理容器等設置補助(環境事業課)
ごみガイドブック全戸配布による分別の推進(環境事業課)
- ②4 清掃リレーセンター及び清掃センターの管理(環境事業課)
- ②5 紙おむつの排出方法の変更(環境事業課)
アンケート調査又はごみ半減会議による意見集約(環境事業課)
- ②6 収入やコスト削減額、使途の内容、ごみの削減効果等に関するとりまとめ公表(環境事業課)

指標

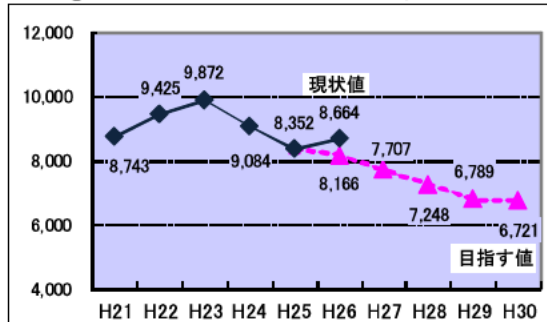
①1 一般家庭の一人一日当たりのごみの排出量(g)



【この指標について】一般家庭から出される一人一日当たりのごみの排出量。

生駒市環境基本計画の目標値(平成30年度 570g=平成19年度(673g)比の15%減少)を踏まえ、啓発等を通じて市民の意識を高め、ごみの排出そのものが減少していくことを目指します。なお、燃やすごみについては、平成25年度実績527gの25%減量を目指します。(環境事業課)

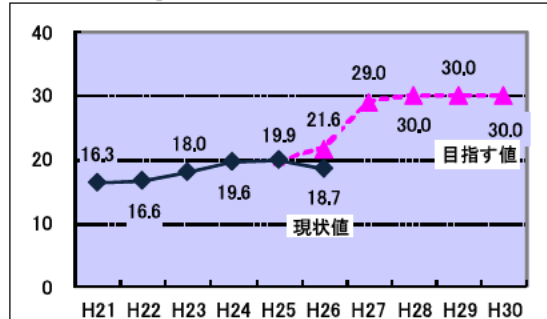
①2 事業所からの事業系ごみの排出量(t)



【この指標について】事業所から出される事業系ごみの年間総排出量。

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、事業者への働きかけや啓発等を通じて、ごみの減量化、リサイクル等を促進します。(環境事業課)

② ごみの再資源化率(%)



【この指標について】発生したごみの内、びん・缶・ペットボトル・金属類・プラスチック製容器包装や集団資源回収などの資源として回収されるものの割合。

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、再資源化率の上昇を目指します。(環境事業課)

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ② ① マイバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ② エネルギー効率の高い家電製品を使用するなどライフスタイルの省エネ化を進める。
- ③ 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ① 地域での環境保全活動を実施する。
- ② 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ② ① 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ② 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ③ 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ④ 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政の4年間の主な取組

- ① ① 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境モデル都市推進課)
- ② ② 環境白書や省エネに関する手法・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ③ ③ 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス※¹、雨水など)を活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ④ ④ 市立病院や市役所、各学校など、施設の特性や改修時期等を勘案しながら、太陽光発電・コージェネレーションシステム※²等を導入し、災害対応にもつなげるエネルギーの地産地消を進めます。(環境モデル都市推進課)
- ⑤ ⑤ 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境モデル都市推進課)
- ⑥ ⑥ 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ⑦ ⑦ 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ⑧ ⑧ 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境モデル都市推進課)
- ⑨ ⑨ ① 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ⑩ ⑩ ② 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課)
- ⑪ ⑪ ③ 地域エネルギー会社の設立や住宅用エネルギー管理システム(HEMS)の導入促進など、ICTとエネルギーを土台とした見守りサービス他多角的な地域密着型のサービスの実現に向け、検討を進めます。(環境モデル都市推進課)

※1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

※2 コージェネレーションシステム:発電をしながらその時に出る排熱も利用することでエネルギー効率を高めるシステム。

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

資料

現状と課題

本市においては、平成21年4月から開始した生駒市環境基本計画を確実に実行していくため、市民、団体、事業者、行政が協働で参画する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net 生駒」を設立しました。

ECO-net 生駒では、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」の実現を目指し、生駒市環境基本計画に規定される自然環境、せいかつ環境、まちみち環境、エネルギー環境の各分野に加えて、各分野を超えて実施する共通分野のプロジェクト等について取組を行っています。

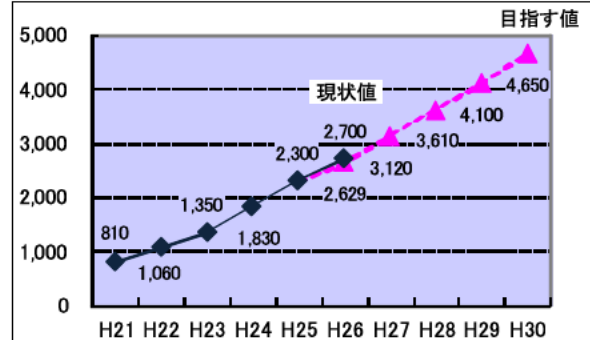
また、本市では、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan（計画・目標設定）、Do（実施）、Check（監査）、Action（見直し）というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年12月から「生駒市環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。本市ではこの取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心がけ、具体的な環境行動を進めていくことが求められています。

具体的な事業

- ①1 環境基本計画の推進（環境モデル都市推進課）
- ①2 環境白書の作成（環境モデル都市推進課）
- ①3 省エネに関する手法や必要性の普及啓発（環境モデル都市推進課）
- ①4 新エネルギーの普及啓発（環境モデル都市推進課）
- ①5 公共施設への太陽光発電・コージェネレーションシステム等の導入（環境モデル都市推進課）
- ①6 環境マネジメントシステムの推進（環境モデル都市推進課）
- ①7 省エネルギー対策の実施（施設管理者）
- ①8 市管理防犯灯を全てLED化（環境モデル都市推進課）
- ②1 マンション共用部LED交換補助制度など民間への省エネ支援（環境モデル都市推進課）
- ②2 電気自動車用充電器の設置、自転車や公共交通の利用の促進等（環境モデル都市推進課）
- ②3 市民に対する啓発の実施（環境モデル都市推進課）
- ②4 環境に関する出前講座の実施（環境モデル都市推進課）
- ②5 学校・幼稚園への出前授業（教育総務課・こども課）
- ②6 環境教育の実施（教育指導課・こども課）
- ②7 事業化に向けた関係機関との協議（環境モデル都市推進課）

指 標

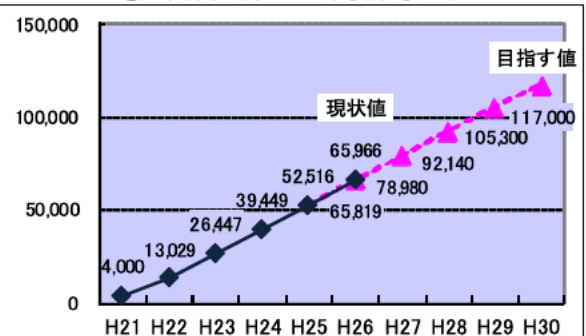
① 太陽光発電システム設置基数[累計](基)



【この指標について】 生駒市内の太陽光発電システムの設置基数の累計。

地球温暖化防止対策として推進するとともに、市民の地球環境への関心の高さが数値となって表れるため、設置補助などの取組を通じて、年間 500 基程度の増加を目指します。（環境モデル都市推進課）

② 環境活動参加人数[累計](人)



【この指標について】 生駒市環境基本計画推進会議が主催又は共催する講座や行事への参加者の延べ人数。生駒市環境基本計画に基づき、平成30年には生駒市の総人口(平成19年時点で117,000人)と同数になることを目指します。（環境モデル都市推進課）

小分野 3-(4)-①

生活排水対策

基本計画

4年後のまち

- ① 下水道や合併処理浄化槽※¹の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ① 2 下水道接続家庭では、宅地内の排水桝など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ① 3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ① 4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ① 5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ① 6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域で生活排水対策を実践する。
- ① 2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

事業者でできること

- ① 1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ① 2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水桝について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ① 3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ① 4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ① 5 地域の河川美化活動を実施する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な污水处理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課)
- ① 2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道課)
- ① 3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課)
- ① 4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境モデル都市推進課)
- ① 5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくりまします。(環境モデル都市推進課)
- ① 6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ① 7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

小分野 3-(4)-①

生活排水対策

資料

現状と課題

本市においては、下水道の普及率が平成25年度末現在で64.0%と、全国的にも高い水準にあるとはいえない状況にあります。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうちに最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。

そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭などに対しては定期点検や清掃などの適正な維持管理についての啓発活動を行っています。

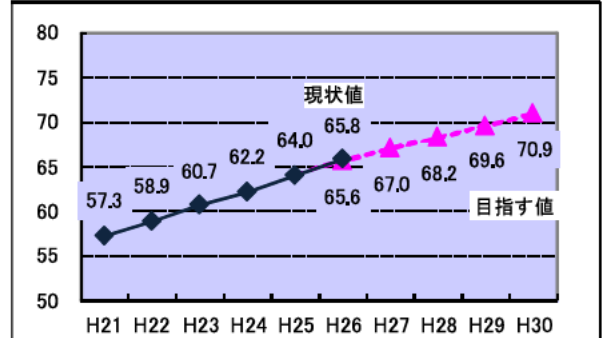
また、自治会・学校を対象に生活排水対策出前講座を行うとともに使用済み食用油の回収促進を図っています。さらに、市民・事業者・行政の協働でクリーンキャンペーンを実施して、河川美化意識の向上を図るなど、さらなる意識啓発が必要です。

具体的な事業

- ①1 合併処理浄化槽設置整備事業（下水道課）
公共下水道管渠整備事業（下水道課）
- ①2 浄化槽の適正管理推進事業（下水道課）
- ①3 下水道施設の維持管理事業（下水道課）
- ①4 生活排水対策啓発活動の推進（環境モデル都市推進課）
- ①5 市民団体と協働による啓発の仕組みづくり（環境モデル都市推進課）
- ①6 河川美化活動の促進（環境モデル都市推進課）
- ①7 河川水質測定結果の公表（環境モデル都市推進課）

指標

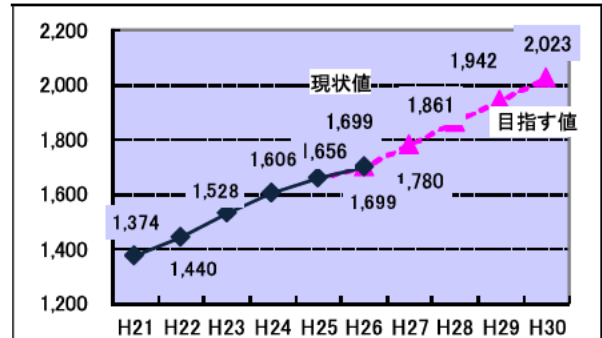
①1 下水道普及率(%)



【この指標について】 総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合。

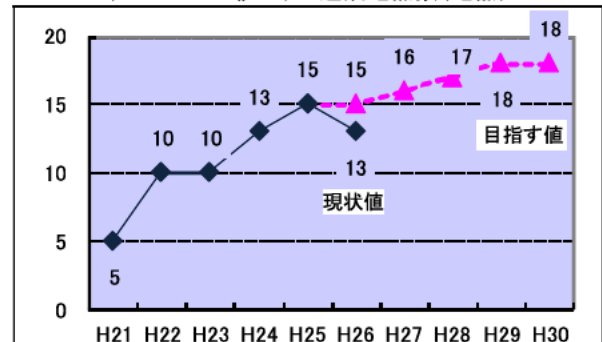
国・県の上位計画と整合を図りながら、「生駒市効率的な汚水処理施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指します。（下水道課）

①2 合併処理浄化槽設置補助基数[累計](基)



【この指標について】 合併処理浄化槽の設置に対して補助を行った基数の累計。

当面の間、下水道の整備が見込まれない地域においては、補助制度により合併処理浄化槽の設置を促進することで、生活排水対策を行います。（下水道課）

①3 市内の河川 24 箇所における水質環境基準値 (BOD^{※2}75%値^{※3})の達成地点数(地点)

【この指標について】 竜田川及び富雄川の本流・支流 24 地点のうち、BOD の環境基準をクリアしている地点の数。下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進、生活排水についての市民の意識を高め、河川水質の向上を目指します。（環境モデル都市推進課）

※2 BOD: Biochemical Oxygen Demand (バイオケミカル・オキシゲン・デマンド) の略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の微生物が一定時間内 (20℃で 5 日間) に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。

※3 75%値: 年間の全データを値の小さいものから順に並べ 0.75 × n 番目のデータ値のことで、環境基準値と比較して水質の程度を判断する。

小分野 3-(4)-②

公害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 禁止されている屋外焼却（野焼き）をやめる。
- ①2 テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ①3 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ①2 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者でできること

- ①1 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ①3 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ①4 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ①5 有害化学物質の適正管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。（環境モデル都市推進課）
- ①2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境モデル都市推進課）
- ①3 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。（環境モデル都市推進課）
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。（環境モデル都市推進課）
- ①5 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。（環境モデル都市推進課）
- ①6 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。（環境モデル都市推進課）

小分野 3-(4)-②

公害対策

資料

現状と課題

市内環境の監視体制として、主要な大気汚染物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・雨水水素イオン濃度・降下ばいじんについて、県の常時監視を補完するため、市においても簡易測定を実施するとともに、有害大気汚染物質のうち指定物質及びダイオキシン類についても測定を実施しています。

また、環境騒音の把握として一般環境騒音をはじめ、市内主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動の調査を実施し、状況の把握に努めています。

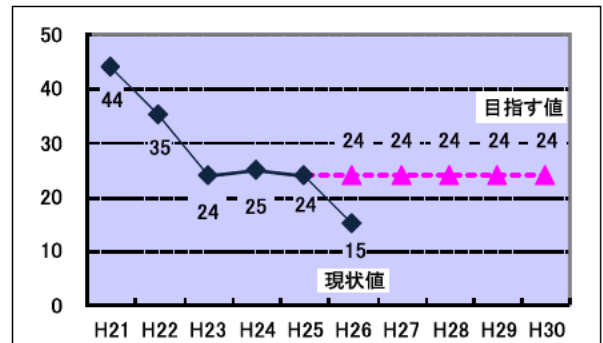
大気汚染・一般環境騒音などほとんどの項目において一定の基準を満たしていますが、幹線道路での騒音が環境基準を超過し、光化学スモッグが発生するなど、引き続き公害防止対策を推進する必要があります。

法令による規制と企業の努力により産業型公害は改善傾向にありますが、近年は生活騒音に見られるような都市生活型公害が増加傾向にあります。

なお、環境の状況については、毎年環境白書にまとめ、情報の発信を行っています。

指 標

① 公害相談件数(件)



【この指標について】 市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を現状以下にすることを目指します。(環境モデル都市推進課)

具体的な事業

- ① 1 市内環境測定の実施(環境モデル都市推進課)
- ① 2 市内環境測定結果の公表(環境モデル都市推進課)
- ① 3 市内環境測定体制の見直し(環境モデル都市推進課)
- ① 4 特定施設、特定建設作業の届出指導(環境モデル都市推進課)
- ① 5 公害防止の為に組織作り、啓発、公害発生時の指導(環境モデル都市推進課)
- ① 6 公害指導における関係行政機関との連携強化(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

基本計画

4年後のまち

- ① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ①2 ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ①3 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ①4 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ①5 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

事業者でできること

- ①1 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ①3 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ①4 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ①5 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ①2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 防犯カメラの設置や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課)
- ①5 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

資料

現状と課題

本市では、生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化推進員のみなさんとともに駅前クリーンアップ作戦などの活動を通じてポイ捨て禁止の啓発活動、不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止や廃棄物撤去、違反広告物の撤去や空き地の適正管理など、環境美化・環境衛生に取り組んでいるほか、ペットのふん公害防止対策としてふん取り用袋・啓発パンフレットの配布や、わんわんアドバイザーの育成、イエローカード作戦を行っています。さらなる意識啓発と美化活動の推進が必要です。

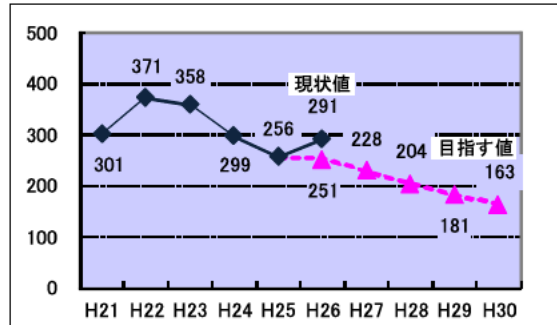
また、市営火葬場については、老朽化を踏まえた適切な管理に努めていますが、今後も適正な運営と維持管理が求められます。

具体的な事業

- ①1 ごみガイドブックによる啓発（環境事業課）
ホームページでの啓発（環境事業課）
- ①2 地域の環境美化活動への支援（環境モデル都市推進課）
- ①3 ペットに関するルールやマナーの啓発（環境モデル都市推進課）
- ①4 不法投棄廃棄物の撤去（環境事業課）
防犯カメラの設置（環境事業課）
- ①5 まちをきれいにする条例の適正な運用（環境モデル都市推進課）
- ①6 市営火葬場の運営・維持管理（環境モデル都市推進課）

指 標

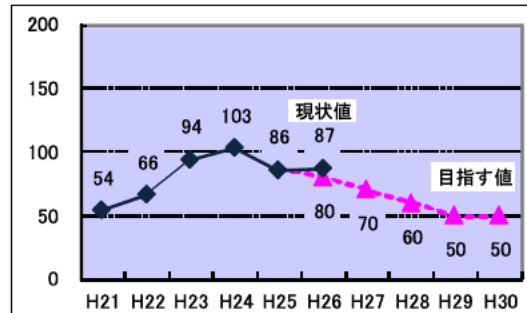
①1 不法投棄の回収件数(件)



【この指標について】不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の件数。

市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、不法投棄の回収件数の40%減を目指します。（環境事業課）

①2 空き地等適正管理指導件数(件)



【この指標について】生駒市まちをきれいにする条例に基づき、空き地等の土地所有者に対し適正に管理するよう指導した件数で、「適正管理されていない空き地件数」の代替指標として設定。

空き地等の実態調査を通じ、雑草等が繁茂して生活環境を阻害している宅地を減らし、地域環境の美化向上を図ります。（環境モデル都市推進課）

小分野 3-(4)-④

上水道

基本計画

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を持続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① ② 給水装置※¹や貯水槽水道※²の適正な管理を行う。
- ② ① 飲み水として水道水を積極的に利用する。

市民2人以上でできること

- ① ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① ② 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ① ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① ② 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ① ③ 専用水道※³の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① ① 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(総務課)
- ① ② 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ① ③ 直結給水※⁴の範囲を拡大します。(工務課)
- ① ④ 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・浄水場)
- ① ⑤ 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(浄水場)
- ① ⑥ 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(浄水場)
- ② ① 経費の節減に取り組むとともに、収入確保などにつながる取組として、水飲み場や給水スポットなどの整備により水道水の利用を促進します。(総務課)
- ② ② 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ② ③ 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・浄水場)
- ② ④ 水道システム※⁵を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(総務課・工務課・浄水場)
- ② ⑤ 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)

※1 給水装置:道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等

※2 貯水槽水道:ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備

※3 専用水道:飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等

※4 直結給水:受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式

※5 水道システム:水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

小分野 3-(4)-④

上水道

資料

現状と課題

本市水道事業では、昭和6年の給水開始以来、大規模な宅地開発等による人口増加、市民の生活水準の向上による水需要の増加、未給水区域の解消に対応するため、5次にわたる水道施設の拡張事業を実施してきました。

しかし、現在では、今後5年程度人口の微増は見込まれているものの、生活様式の変化、少子高齢化の進行や大口需要の減退により水需要が逡減し、給水収益は減少傾向にあります。また、拡張事業で整備してきた水道施設や設備は維持管理の時代を迎え、更新等に多大な費用を要するため、より一層の事業経営の効率化・強化が課題となっています。更に、水道事業には、市民生活を支える重要なライフラインとして災害に強い水道の構築や社会的責務として地球環境に配慮した事業運営も求められています。

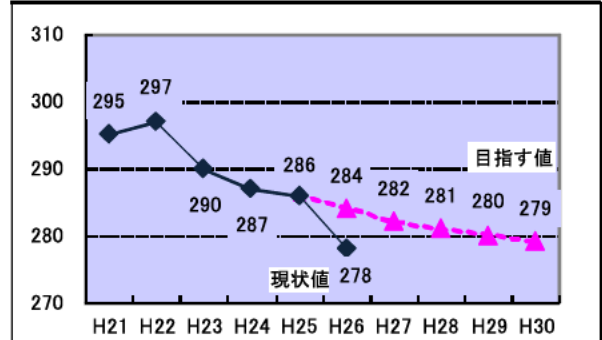
これらの課題に取り組むため、平成22年度に21世紀における水道事業の指針として「生駒市水道ビジョン」を策定しており、これに沿った事業経営を行っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 生水だよりによる啓発（総務課）
- ①2 給水装置等適正管理事業（工務課）
- ①3 直結直圧給水事業の推進（工務課）
- ①4 ライフライン機能強化事業（工務課）
 - 滝寺送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
- ①5 真弓浄水場薬品注入設備等改良工事（浄水場）
- ①6 取水井戸浚渫工事（浄水場）
- ②1 生駒の水PR事業（総務課）
- ②2 漏水防止対策事業（工務課）
- ②3 真弓浄水場電気設備改良工事（浄水場）
- ②4 滝寺送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
 - 稲倉送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
 - 小瀬送水ルート変更事業（総務課・工務課・浄水場）
- ②5 山崎浄水場小水力発電施設運用（浄水場）

指標

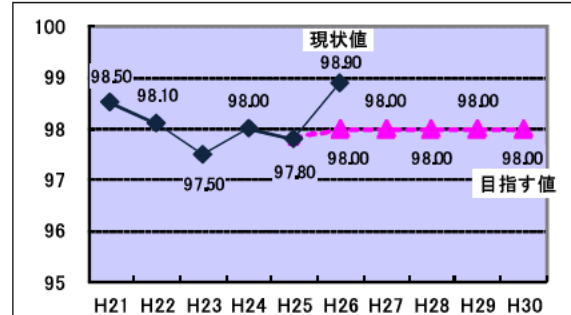
① 1人1日平均配水量(リットル)



【この指標について】 市民1人当たりへ換算した1日平均配水量。

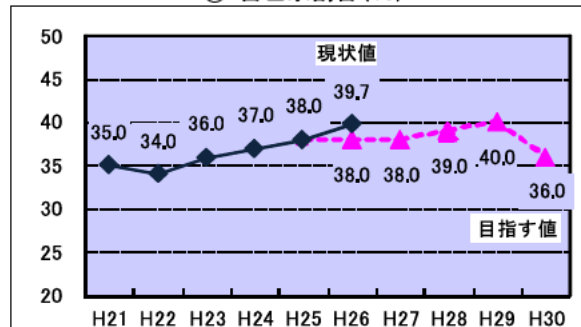
市民や事業者が、日頃から節水や水の有効利用を心がけることにより、無駄な水使用の減少を目指します。（総務課）

② 水道の有効率(%)



【この指標について】 年間総配水量に対する年間総有効水量(年間総配水量－漏水等により失われる水量)の割合。計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。（工務課）

② 自己水割合(%)



【この指標について】 年間総取水量に占める自己水(井戸取水)量の割合。

良質、安価で湧水時においても安定的に利用できる地下水は、本市にとって重要な水源です。水位低下なく安定的に揚水できる量(適正な揚水量)を見極め、自己水の確保に努めます。※H30の自己水割合の減少は谷田浄水場廃止に伴うものである。（浄水場）

小分野 3-(5)-①

自然的資源

基本計画

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなど自然環境を後世に残していくための取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 1 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 2 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ② 3 アダプトプログラム※1やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ② 4 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 1 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ① 2 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ② 1 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ② 2 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ① 2 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ② 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体※2」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ② 2 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 3 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 4 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ② 5 里山の維持・再生や市街化区域※3内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課)
- ② 6 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ② 7 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ② 8 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境モデル都市推進課)

※1 アダプトプログラム:「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体:地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

※3 市街化区域:小分野 3-(1)-①参照

小分野 3-(5)-①

自然的資源

資料

現状と課題

本市は大都市近郊にありながら、生駒山系や矢田丘陵など豊かな自然資源に恵まれています。まちづくりに関するアンケートの調査結果でも、本市の将来像について、自然や緑豊かな住宅街が広がるまちを望む意見が約半数となっています。

山地や丘陵などの山並みの緑については、国定公園区域や近郊緑地保全区域など、環境保全のための法的な規制がかかっていますが、今後は、今ある緑の量的な保全だけでなく、市民とのふれあいの場や多様な生物の生息環境など、質的な面からも環境の保全、活用を図っていく必要があります。

特に、法的な規制がかかっていない、市街化区域※³内の樹木の保全・活用を優先的に図っていくことが必要です。

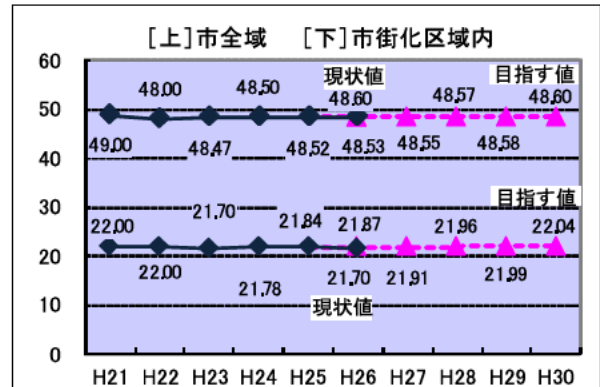
河川については、竜田川、富雄川、天野川、山田川や支流河川があり、本市の貴重な水辺環境となっています。これまで河川の清掃活動や緑化への取組が市民参加や市民主体で行われており、今後はこうした取組を支援していくとともに、市民の環境意識を高める啓発活動や市民意識を把握することが必要です。

具体的な事業

- ① 1 ハイキングマップの作成（経済振興課）
観光協会ホームページでPR（経済振興課）
- ① 2 市内環境測定結果の公表（環境モデル都市推進課）
- ② 1 景観まちづくり相談（みどり景観課）
- ② 2 市民の森事業の実施（みどり景観課）
- ② 3 花とみどりの楽校の実施（みどり景観課）
- ② 4 河川美化活動の促進（環境モデル都市推進課）
- ② 5 樹林地バンク制度の活用（みどり景観課）
- ② 6 地域で育む里山づくり事業（みどり景観課）
- ② 7 環境教育イベント支援事業（みどり景観課）
- ② 8 自然環境調査の実施（環境モデル都市推進課）

指 標

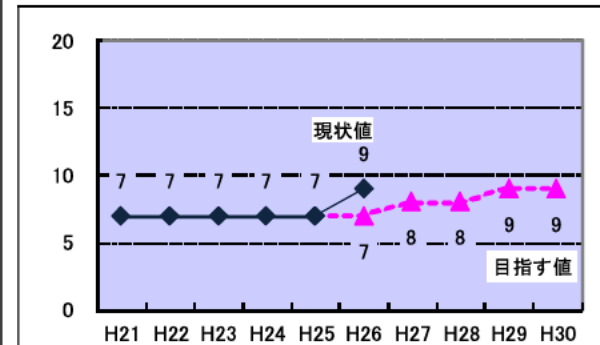
① 緑地の確保面積の割合（％）



【この指標について】市全域及び市街化区域面積に対する緑地面積の割合。

公共施設緑地に加えて、緑の保全制度の創設等により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。（みどり景観課）

② 緑の保全活動件数（件）



【この指標について】市民が主体となって緑の保全・再生活動をしている件数。

緑地等の保全・再生活動を支援し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。（みどり景観課）

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

基本計画

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金※1に寄附等を行うことにより、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化します。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)
- ②7 管理経費の削減及び落葉問題等を解決するため、地元と調整を図りながら街路樹の更新を行います。(公園管理課)

※1 生駒市みどりの基金：花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

資料

現状と課題

公園や緑は、人々の心の憩いとなるとともに、災害でも重要な役割を果たしています。

本市は、生駒山地と矢田丘陵・西の京丘陵に囲まれ、緑豊かな住宅都市として発展し、金剛生駒紀泉国定公園や矢田県立自然公園などの自然公園や都市公園※²が整備されている一方で、住宅地開発等により市街化区域※³内の緑が減少しつつあります。

公園については、平成25年3月末現在で、都市公園等が353箇所、総面積が155.2haとなっていますが、一部地域においては、今後も公園整備が必要な地域もあります。

また、緑の基本計画で「花と緑と自然の先端都市・生駒」を掲げており、生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度などの様々な緑化施策を行っています。

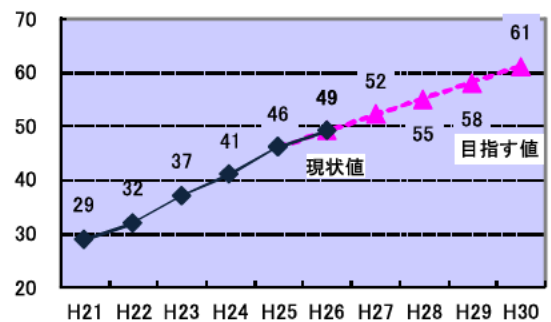
今後とも、住民との協働によるニーズに合った公園整備、さらに管理・運営を行っていくとともに、全市的な緑化活動を啓発・実施していくことで、花と緑にあふれたまちづくりを進めていくことが必要です。

具体的な事業

- ①1 自治会公園維持管理委託事業（公園管理課）
- ①2 楽々アプローチ事業（公園管理課）
- ①3 コミュニティパーク事業（公園管理課）
- ①4 山麓公園活性化事業（公園管理課）
- ②1 緑化推進事業（みどり景観課）
- ②2 緑の市民懇話会、花好き・自然好き市民交流サロン（みどり景観課）
「ふろーらむ」喫茶コーナー設置（みどり景観課）
- ②3 生駒市みどりの基金（みどり景観課）
- ②4 生垣助成制度、花と緑のわがまちづくり助成制度（みどり景観課）
- ②5 花と緑の景観まちづくりコンテスト（みどり景観課）
- ②6 開発行為指導（みどり景観課）
- ②7 街路樹更新事業（公園管理課）

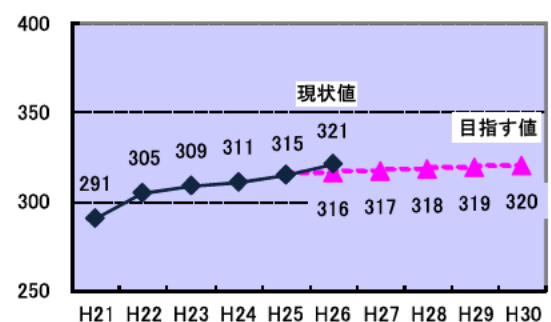
指 標

① バリアフリー化を行った公園件数[累計](箇所)



【この指標について】 楽々アプローチ事業として、公園の出入りの段差の解消やスロープ化、階段の手摺りの設置、車止めの改修等を行った件数。
幼児や高齢者、障がいを持った方が車椅子、ベビーカー等で誰もが安心して公園利用できるように計画的に整備を行います。（公園管理課）

② 花と緑の活動件数(件)



【この指標について】市民が主体となって花や緑に関する活動をしている件数。
市内の街区公園・近隣公園・地区公園等を市民の緑化活動の場として提供し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。（みどり景観課）

※2 都市公園：都市公園法に基づき、国や都道府県、市区町村などの地方公共団体が設置・管理している公園。地方公共団体が設置する都市公園としては、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園などがある。

※3 市街化区域：小分野 3-(1)-①参照

小分野 4-(1)-①

地域福祉活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 近隣住民間のつながりを深める。
- ①2 地域のことに関心を持つ。
- ①3 地域福祉活動へ積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住民による見守りや支え合いを目的とした近隣や地域社会、民間事業者、ボランティア団体などとの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。
- ①2 地域における福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。
- ①3 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

事業者でできること

- ①1 地域の一員としての福祉活動へ参加する。
- ①2 関係機関等との連携を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 出前講座や広報紙等を通じて、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。（高齢施策課）
- ①2 地域での支え合い、助け合いの推進と地域福祉の担い手の養成・育成を図ります。（高齢施策課）
- ①3 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。（高齢施策課）
- ①4 ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。（高齢施策課）
- ①5 地域福祉活動が効果的に機能するよう、市民活動推進センターららポートや社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割を分担しつつ、連携を強化します。（高齢施策課）
- ①6 地域における高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援の充実を図ります。（高齢施策課）
- ①7 地域包括支援センター※1などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。（高齢施策課）

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

小分野 4-(1)-①

地域福祉活動 【重点分野】

資料

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、市民一人ひとりがお互いを尊重し、共に助け合い、支え合う地域福祉の充実を図ることが重要となっています。

本市には福祉に関わるボランティア団体や住民組織が多く存在し、活発に活動が行われていますが、地域によって活動への参加状況や意識に差が見られることから、今後一層、市民全体で地域を支え合うといった意識の醸成への取組が必要です。

地域の問題解決に対しては、今後、住民の積極的な参加が不可欠であり、地域資源の活用や地域の特性に応じた地域福祉活動の支援も必要です。

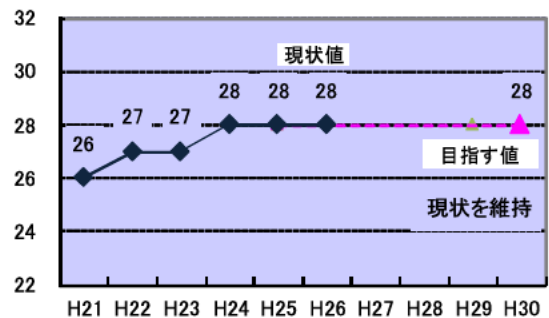
また、既存の地域福祉活動のPRを充実することにより、より多くの参加を促していくとともに、1つの団体による単独の活動だけでなく、活動分野の違う団体との連携を強化していくことが求められています。

具体的な事業

- ①1 出前講座や広報紙等による啓発活動（高齢施策課）
- ①2 地域ボランティア講座（高齢施策課）
- ①3 サロンの立ち上げや運営にかかる情報提供（高齢施策課）
- ①4 地域ねっこのつどい（高齢施策課）
- ①5 関係機関の連携と情報共有（高齢施策課）
- ①6 サロン活動への支援（高齢施策課）
（仮称）高齢者見守りネットワーク（高齢施策課）
ひとり暮らし高齢者調査（高齢施策課）
災害時要援護者避難支援事業（高齢施策課）
- ①7 地域包括支援センター事業（高齢施策課）

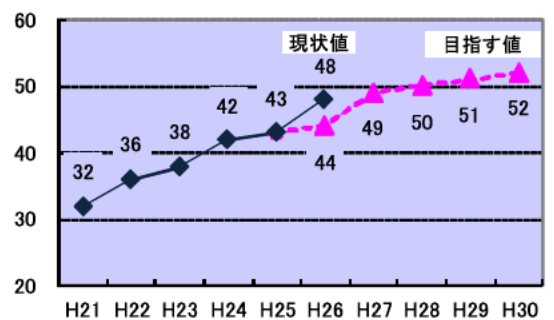
指 標

①1 福祉関係ボランティア登録団体数(団体)



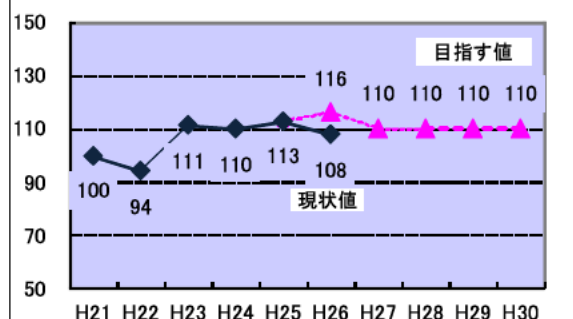
【この指標について】 市民活動推進センターからポート等に登録している福祉関係ボランティアの登録団体数。過去からの団体数の状況を踏まえ、活動団体数を維持します。（高齢施策課）

①2 高齢者サロン等の数(箇所)



【この指標について】 ボランティア等が主体となって運営する、高齢者が地域で気軽に集えるサロンの数。サロン活動の普及啓発や人材育成などの取組を通じて、年間1箇所の増加を目指します。（高齢施策課）

①3 地域ねっこのつどいの参加者数(人)



【この指標について】 地域で福祉活動をしているボランティアグループの参加者数。高齢者を支えるボランティアが集い、情報共有する中で、自主的な活動の活性化とボランティア人数の維持を目指します。（高齢施策課）

小分野 4-(2)-①

健康づくり

基本計画

4年後のまち

- ① 健診や地域の活動により、生活習慣病^{※1}の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。
- ①4 禁煙を心がける。

市民2人以上でできること

- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育^{※2}推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や保健指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス^{※3}も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査^{※4}やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)

※1 生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺炎腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 食育:小分野 2-(2)-②参照

※3 メンタルヘルス:心の健康のこと。

※4 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等に行う健康診査。

小分野 4-(2)-①

健康づくり

資料

現状と課題

食生活や健康管理に対して以前より関心が高まっていますが、年齢・性別・価値観により、健康・食育に対する意識に開きがあります。また、ライフスタイルの多様化により、それぞれのニーズも異なっています。

本市では健康づくりリーダーによる地域の健康づくりの活動は広まってきており、今後も市民が主体となった健康づくりの運動が拡充するように支援していく必要があります。

また、食生活の偏り、飲酒、喫煙習慣などによって生活習慣病が増加しているため、特定健康診査やがん検診による疾病の予防と早期の発見が必要です。

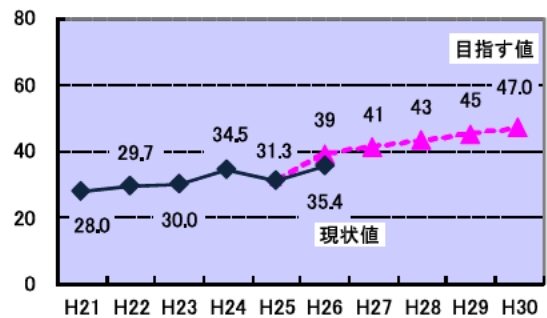
さらに、食や運動への関心を高めていくための継続的な啓発・取組が必要です。

具体的な事業

- ①1 特定健康診査等推進事業（国保医療課）
個別通知、広報等による啓発事業（健康課）
- ①2 特定健康診査等推進事業（国保医療課）
各種がん検診事業（健康課）
- ①3 健康づくりリーダー養成事業（健康課）
- ①4 健康づくりリーダー養成事業（健康課）
- ①5 食育推進事業（健康課）
- ①6 福祉と健康のつどい（健康課）
- ①7 各種健康教室（健康課）
- ①8 食育ラウンドテーブル（健康課）

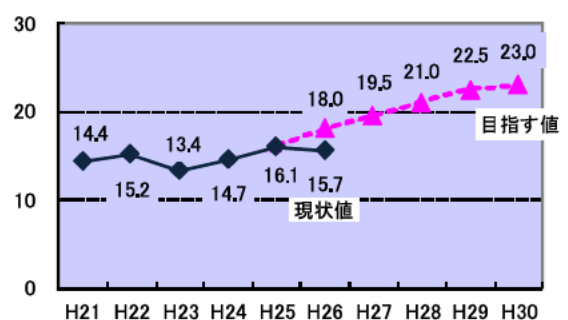
指 標

①1 特定健康診査の受診率(%)



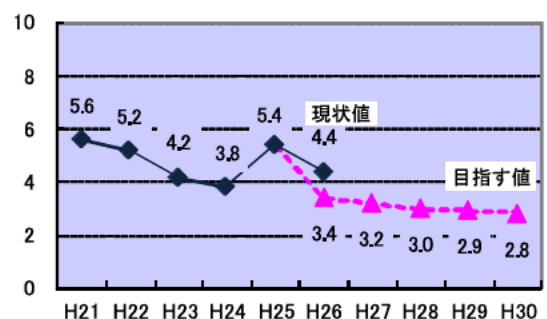
【この指標について】メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査の受診率。40～74 歳国保加入者の受診者数/40～74 歳対象者数。受診率の向上を目指します。(国保医療課)

①2 がん検診の受診率(%)



【この指標について】市が実施主体であるがん検診の受診率。第2期健康いこま21計画での目標30%(平成34年度)を目指します。(健康課)

①3 週3回以上、朝食欠食している人の割合(%)



【この指標について】特定健康診査質問票において「週3回以上朝食欠食している」と回答した人の割合。第2期生駒市食育推進計画の目標を基に、朝食を欠食する市民の割合の減少を目指します。(健康課)

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 かかりつけ医を持つなど、普段から健康管理に心がける。
- ①2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ①3 医師から十分な説明を受け、自分が受ける医療の内容を理解することにより、医療に主体的に関わっていく姿勢を持つ。
- ②1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ①2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ①3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ②1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③1 病院の経営の効率化に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 今後の高齢化の進展に対応した地域完結型医療の実現を目指し、地域の病院、診療所等及び介護施設・事業者との連携体制の強化を図ります。(病院事業推進課)
- ①2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ①3 かかりつけ医を持つことを推奨します。(健康課)
- ①4 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ①5 医療費適正化の取組を進めながら、子ども医療費の助成を中学校卒業まで拡大します。(国保医療課)
- ②1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ②2 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ②3 大規模災害時に、市立病院において医療機能の確保、傷病者の救護、受入れに対応できるような緊急対応機能を整備します。(病院事業推進課)
- ③1 二次救急医療^{※1}及び小児二次医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院機能を整備します。(病院事業推進課)
- ③2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院事業推進課)
- ③3 がんや認知症など罹患率が高くなっている疾病や生活習慣病の予防に向け、医療講演会やセミナーを開催します。(病院事業推進課)

※1 二次救急医療:「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」に対応する一次救急医療に対して、「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のこと。二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関を三次救急医療と呼ぶ。

小分野 4-(3)-①

医療 【重点分野】

資料

現状と課題

現在、緊急時、災害時に救護の拠点となり、市役所や市内の医療機関と連携を密にすることのできる公的な医療機関がありません。また、本市では市内で夜間・休日に、二次救急に対応する病院が少ないため、奈良市内の病院を加えた5病院により救急輪番制が整えられているものの、救急搬送に時間を要することもあり、身近な地域で緊急時に確実に受けられる医療サービスの確保が求められています。加えて、市内には小児科の二次医療を担う病院が不足し、奈良県北和小児科二次輪番制に参加する市内病院もない状況にあり、小児科の二次医療は市外の病院に依存していることから、市内に二次医療まで対応可能な小児医療を提供できる体制整備が必要です。

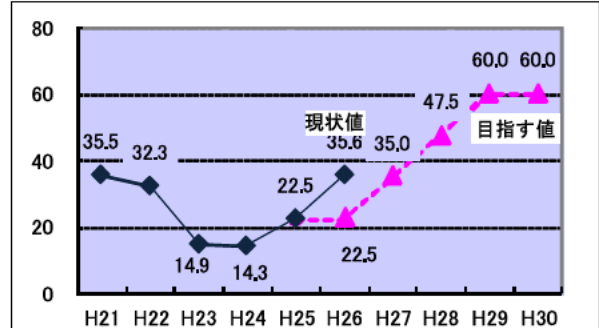
また、今後は、市立病院を拠点として市内・隣接市町の医療機関と連携した地域完結型の医療連携体制を構築することで、身近な地域で市民が必要とする安全で質の高い医療を提供できる体制を整備するとともに、超高齢社会における地域医療の充実のため、医療と介護の円滑な連携をも視野に入れた体制の構築が必要です。

具体的な事業

- ①1 市立病院整備事業（病院事業推進課）
（仮称）生駒市医療連携ネットワーク協議会設置（病院事業推進課）
- ①2 休日夜間応急診療事業（健康課）
- ①3 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ①4 福祉医療費助成事業（国保医療課）
- ①5 医療費適正化の取組（国保医療課）
子ども医療費助成の拡大（国保医療課）
- ②1 災害時における医療救護についての協定書に伴う事業（健康課）
- ②2 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ②3 市立病院整備事業（病院事業推進課）
- ③1 市立病院整備事業（病院事業推進課）
- ③2 市立病院管理運営協議会の設置（病院事業推進課）
- ③3 がんや認知症など罹患率が高くなっている疾病や生活習慣病の予防についての医療講演会やセミナーを市立病院等で開催（病院事業推進課）

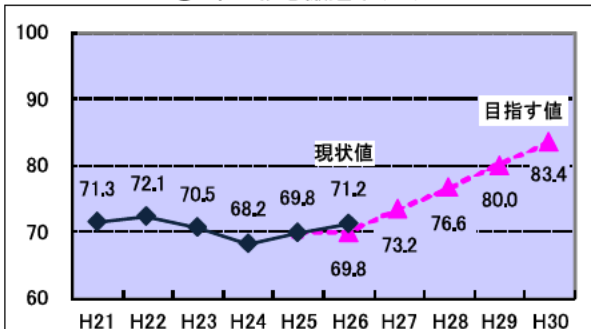
指標

① 小児科患者の市内救急搬送率(%)



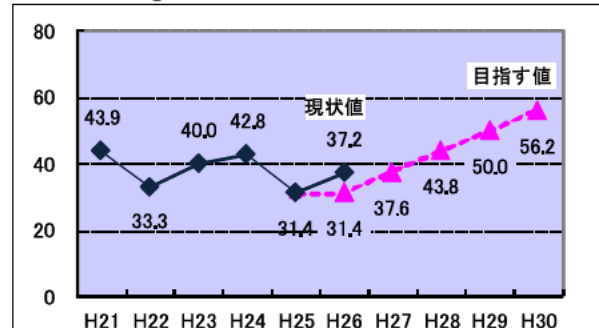
【この指標について】本市消防本部が小児科へ救急搬送した患者のうち市内医療機関の小児科へ救急搬送した割合。現状値が35.6%であり、病院開院後の平成30年度に60%を目指します。（病院事業推進課）
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

② 市内救急搬送率(%)



【この指標について】本市消防本部が救急搬送した患者のうち市内医療機関へ救急搬送した割合。現状値が71.2%であり、病院開院後の平成30年度に83.4%を目指します。（病院事業推進課）
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

③ 市内病院への入院割合(%)



【この指標について】国民健康保険レセプトデータによる入院患者数全体に占める市内病院に入院した患者の割合。現状値が37.2%であり、病院開院後の平成30年度に56.2%を目指します。（病院事業推進課）

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ①2 ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ②1 認知症について理解を深める。
- ②2 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ③1 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ①2 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

事業者でできること

[一般事業者]

- ①1 高齢者の雇用を促進する。

[福祉事業者]

- ③1 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 健康づくり・介護予防・認知症予防の取組として運動教室や講座を実施・継続・活性化するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(高齢施策課)
- ①2 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(高齢施策課)
- ①3 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢施策課)
- ①4 地域福祉の担い手を養成します。(高齢施策課)
- ②1 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、認知症の方を地域で見守る体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(高齢施策課)
- ②2 地域包括支援センター※1を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(高齢施策課)
- ②3 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の整備を目指します。(高齢施策課)
- ②4 高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢施策課)
- ②5 医療のほか、介護・福祉・住まい・交通・生きがいづくりなども織り込んだ「地域包括ケアシステム」の考え方を導入し、暮らしやすいまちづくりを目指します。(高齢施策課)
- ②6 生きいきカードに代わるより効果的な制度を検討し、高齢者の外出支援や生活支援を目指します。(高齢施策課)
- ②7 認知症の初期集中対応が可能な仕組みづくりを行い、個別具体的なケアの実行を目指します。(高齢施策課)
- ③1 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度に係る情報提供を行います。(介護保険課・高齢施策課)
- ③2 介護関係の資格取得を目指す方の支援体制を整え、介護人材の確保と定着、そして、介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課)
- ③3 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ③4 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ③5 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課)
- ③6 介護保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター:小分野 4-(1)-①参照

小分野 4-(4)-①

高齢者保健福祉

資料

現状と課題

年々、高齢化率が高くなり、一人暮らし高齢者も増加する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境や体制整備が必要です。

介護保険サービスを高齢者福祉の主要なサービスとして位置づけるとともに、今後高齢化による介護給付費の増大が予想されることから、介護予防事業など地域支援事業をさらに充実させるとともに、事業者の運営状況を把握し、適時・適切な指導を行うことにより、利用者への適切な介護サービスの提供を確保していく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の割合も高くなることから、地域における安心して生活を継続できるよう、認知症についての正しい知識を多くの市民が持ち、見守り体制を整備することが必要です。

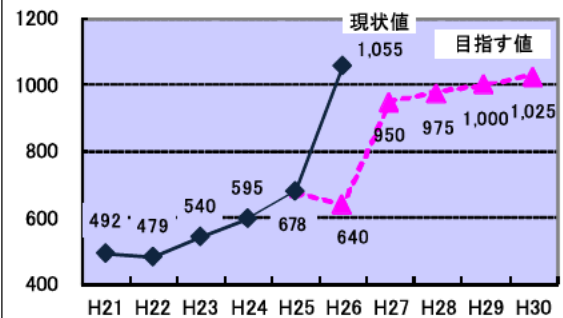
さらに、生きいきとした高齢期を送るためには、健康づくりなど自助への取組を促すほか、一人ひとりが生きがいを持って過ごせるための支援が必要であり、行政、市民、事業者、ボランティア組織の積極的かつ主体的な取組や情報の提供・共有が必要です。また、高齢者の就労に向けた条件整備、就業支援、相談を充実させる必要があります。

具体的な事業

- ① 1 介護予防事業の推進（高齢施策課）
脳の若返り教室・のびのび体操・ひまわりの集い（高齢施策課）
- ① 2 生活機能低下者把握事業（高齢施策課）
- ① 3 シルバー人材センターへの支援（高齢施策課）
- ① 4 地域ボランティア講座（高齢施策課）
- ② 1 認知症サポーター等養成事業（高齢施策課）
徘徊高齢者模擬訓練の拡大（高齢施策課）
認知症地域支援推進員との連携による認知症施策（高齢施策課）
地域ボランティア講座・同講座OB会、地域ねっこのつどい及び社協との連携強化（高齢施策課）
世代間交流事業の充実（高齢施策課）
認知症高齢者の新たな見守り活動（高齢施策課）
- ② 2 地域包括支援センター事業（高齢施策課）
- ② 3 緊急通報システム（高齢施策課）
位置情報提供システム（高齢施策課）
（仮称）高齢者見守りネットワーク（高齢施策課）
ひとり暮らし高齢者調査（高齢施策課）
災害時要援護者避難支援事業（高齢施策課）
- ② 4 高齢者虐待防止にかかる関係機関との連携（高齢施策課）
権利擁護支援センターの設置・運営（高齢施策課）
- ② 5 「地域包括ケアシステム」の構築推進（高齢施策課）
- ② 6 生きいきカードに代わる施策を全庁的な体制で検討（高齢施策課）
- ② 7 認知症初期集中支援チーム組織化に向けた精神科医療機関との連携協議（高齢施策課）
- ③ 1 どこでも講座・窓口等での案内（介護保険課・高齢施策課）
- ③ 2 介護保険運営協議会の設置・介護保険事業計画の策定（介護保険課）
介護関係の資格取得等の支援制度検討（介護保険課）
- ③ 3 医療との突合・給付費通知発送（介護保険課）
- ③ 4 事業所への実地調査（介護保険課）
- ③ 5 グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターを各1ヶ所開設、今後平成30年度までに5事業所を開設予定（介護保険課）
- ③ 6 口座振替納付の推奨（介護保険課）

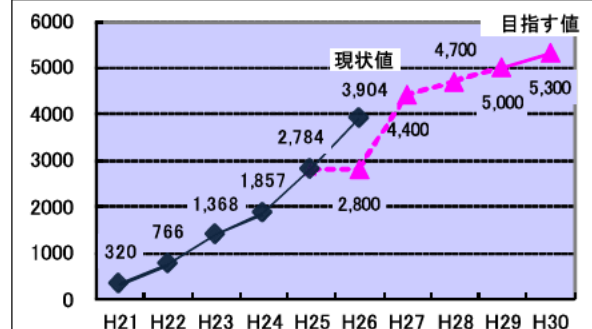
指標

① 介護予防等の事業実施回数(回)



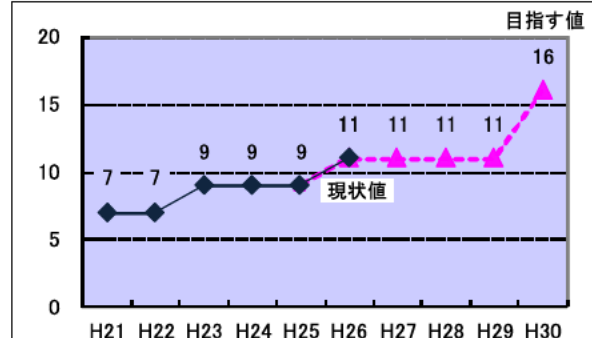
【この指標について】市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいづくり、介護予防等の事業実施数（一次予防事業）。高齢者の増加を見込んで実施回数の増加を目指します。（高齢施策課）

② 認知症サポーター養成数(人)



【この指標について】認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人（サポーター）の養成数。引き続き、養成講座等を実施し、年間300人程度のサポーターを養成することを目指します。（高齢施策課）

③ 地域密着型サービス事業所数(箇所)



【この指標について】市内の地域密着型サービス事業所の数。要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めます。計画期間中にグループホーム、認知症対応型デイサービスセンター各1ヶ所の整備を目指します。（介護保険課）

小分野 4-(4)-②

社会保障

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療を受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ② 1 医療保険等に加入し、保険税を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- ② 2 ジェネリック医薬品※¹を希望する。

市民2人以上でできること

- ② 1 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 1 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者でできること

- ② 1 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 2 従業員の健康管理に配慮する。
- ② 3 ジェネリック医薬品を調剤するよう努める。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。（高齢施策課）
- ① 2 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員（社会保険労務士）の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。（高齢施策課）
- ① 3 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。（高齢施策課）
- ② 1 国民健康保険制度の給付内容や保険税負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。（国保医療課）
- ② 2 国保保険税確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。（国保医療課）
- ② 3 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。（健康課・国保医療課）
- ② 4 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。（国保医療課）
- ③ 1 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。（保護課）

※1 ジェネリック医薬品：厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品。先発医薬品の特許満了後に、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる医薬品。先発品に比べ安価であるため、高騰が続いている医療費全体の削減や医療保険料（税）の抑制につながる。生駒市では、国民健康保険制度、市財政の健全化及び市民の医療費削減等を目的とし、平成24年2月から、全国で初めて「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定制度を開始するなど、ジェネリック医薬品普及推進事業を行っている。

小分野 4-(4)-②

社会保障

資料

現状と課題

将来「無年金者」または「低年金受給者」になる可能性のある人が増加しており、制度全体の見直しや将来に向け恒久的な年金制度の構築が望まれています。

また、現行の国民健康保険制度は、行き詰まっており、1市町村の努力では解決できないため、平成29年度目途として、都道府県単位の広域化が予定されています。

国民健康保険のサービスを安定的に提供するため、確実な保険税収納対策に加え、年々増加する医療費の実態について市民への情報発信とその適正化への取組が必要です。

公平な保険税を納付していただくためには、納付期限等の周知徹底を図り、確実な保険税納付につなげる必要があります。

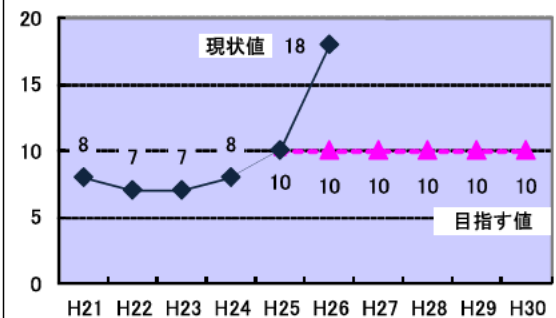
生活保護世帯については、倒産やリストラによる収入の減少、高齢、母(父)子、傷病、障がいによる要援護世帯の増加など、本市においても増加傾向にあります。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとする様々な分野の施策が必要です。このため、関係機関との協力のもとに、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がより一層重要となっています。

具体的な事業

- ① 1 国民年金制度の周知・啓発事業（高齢施策課）
- ① 2 国民年金相談事業（高齢施策課）
- ① 3 奈良県都市国民年金業務連絡協議会を通じた国への要望活動（高齢施策課）
- ② 1 医療費適正化事業（国保医療課）
- ② 2 口座振替納付の推奨（国保医療課）
- ② 3 各種健康増進事業（健康課）
保健事業（国保医療課）
- ② 4 趣旨普及事業（国保医療課）
- ③ 1 生活保護受給者の自立支援（保護課）

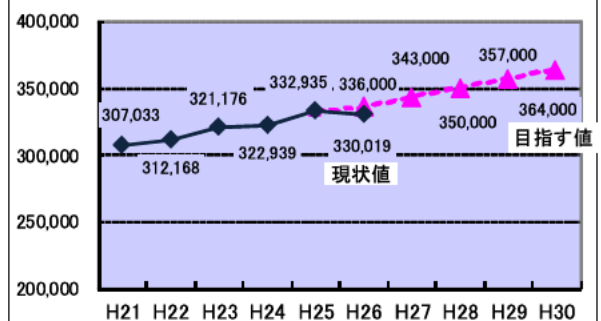
指標

① 国民年金制度についての啓発回数(回)



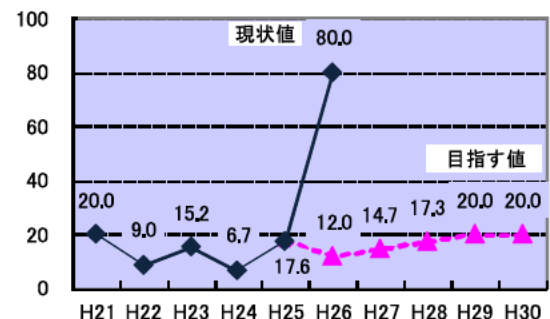
【この指標について】 国民年金制度への理解を促し、確実な保険料納付につながるよう、国民年金制度の周知や保険料納付督促についての啓発を広報紙やホームページを媒体として定期的に行います。（高齢施策課）

② 国保被保険者一人当たり医療費(円)



【この指標について】 医療費（診療費を含む）／平均被保険者数。
高齢化及び医療の高度化により増加していく傾向にありますが、国や県とともに進める医療費の適正化等により、現状の水準を維持することを目指します。（国保医療課）

③ 就労支援達成率(%)



【この指標について】 厚生労働省の指導による取組であり、生活保護受給者の就労の度合いを示します。
安定した収入を得て自立できるように、就労支援や指導を行います。（保護課）

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

基本計画

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人となない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課・人事課)
- ①2 障がい者の支援施設の充実が図られるよう、支援します。(障がい福祉課)
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課)
- ①8 個々の障がいの状態や家庭環境に応じて、医療機関、児童福祉施設や教育機関等との連携により、障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組みます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課)
- ②3 障がい者差別の解消や社会的障壁の除去に向けた合理的配慮に取り組みます。(障がい福祉課)

小分野 4-(5)-①

障がい者保健福祉

資料

現状と課題

「措置制度」から「支援費制度」、「障害者自立支援法」と、障がい者への福祉サービスの制度が変遷する中、本市では、利用者の視点に立ったサービスの提供を目指し、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう取組を進めてきました。

平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスに加え、今後さらに、障がい者一人ひとりの状況に応じた支援を適切に総合的に行っていく必要があります。

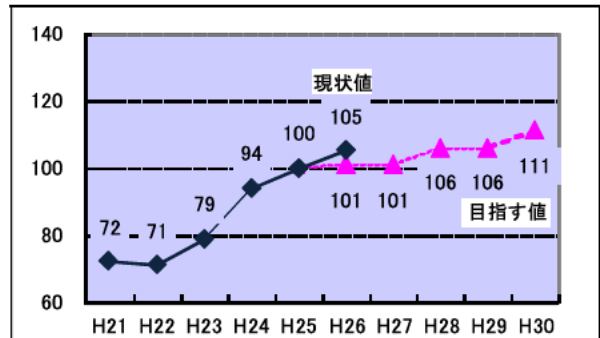
また、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、支え合う社会を築く考え方を広めていく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 障がい者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定（障がい福祉課）
障がい者の就労支援に係る授産品販売事業（障がい福祉課）
生駒山麓公園での就労支援施設の事業所指定（障がい福祉課）
市役所や市内事業所での就労や職場体験の受入拡大（障がい福祉課・人事課）
就労支援施設の誘致（障がい福祉課）
- ① 2 障がい者福祉計画の策定（障がい福祉課）
グループホーム立地のニーズ調査（障がい福祉課）
- ① 3 地域生活支援事業の充実（障がい福祉課）
福祉センター事業の充実（障がい福祉課）
- ① 4 サービス等利用計画作成マニュアルの作成や研修（障がい福祉課）
- ① 5 障がい者地域自立支援協議会の運営（障がい福祉課）
- ① 6 市民活動推進センターらぽーととの連携（障がい福祉課）
- ① 7 障がい者生活支援センターの運営（障がい福祉課）
強度行動障害者の事業所受入れ支援事業（障がい福祉課）
- ① 8 サポートブックの作成（障がい福祉課）
障がい児相談支援事業（障がい福祉課）
- ① 9 障がい福祉サービスの支給決定（障がい福祉課）
- ② 1 あいサポーター養成事業（障がい福祉課）
生駒市役所における障がい者職場体験受入事業（障がい福祉課）
- ② 2 障がい者虐待防止事業（障がい福祉課）
成年後見制度推進事業（障がい福祉課）
権利擁護支援センターの設置・運営（障がい福祉課）
- ② 3 職員対応要領の作成（障がい福祉課）

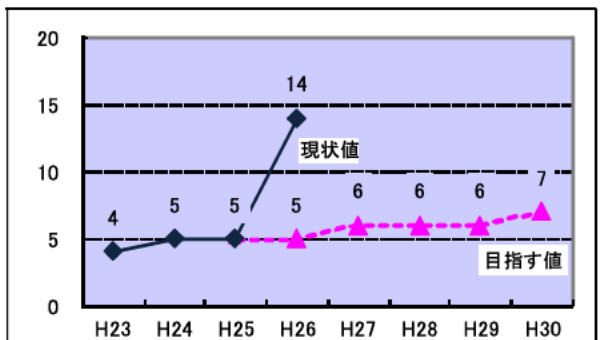
指 標

① 市内の福祉サービスの事業数(箇所)



【この指標について】 市内にある福祉サービスの指定事業数。増加する障がい者数に対してサービス供給量を確保するため、事業所の増加を目指します。（障がい福祉課）

② 障がい者理解に向けた啓発事業の回数(回)



【この指標について】 講演会や相談会等の実施回数。障がい者に対する市民の理解を深めるとともに、住み慣れた地域における障がい者の生活支援の充実を図ります。（障がい福祉課）

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

基本計画

4年後のまち

- ① 公共施設や道路等のバリアフリー※¹化が一層進められ、障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 バリアフリー、ユニバーサルデザイン※²の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ① 2 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ① 1 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ① 2 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ① 3 ノンステップバスの導入を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(管理課)
- ① 2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例※³に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ① 3 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(営繕課)
- ① 4 公共施設において、障がい者等に配慮したトイレなどの設置を進めます。(営繕課)
- ① 5 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(営繕課)

※¹ バリアフリー(化): 小分野 2-(4)-③参照

※² ユニバーサルデザイン: 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※³ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例: 障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

小分野 4-(6)-①

バリアフリー

資料

現状と課題

障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるノーマライゼーションの考え方や、バリアフリーの概念の普及により、誰もが安心して快適に利用できる施設、設備、機能が求められています。

本市では、道路や公園、市の施設において段差の解消、スロープの設置など、計画的にバリアフリー化を進めています。

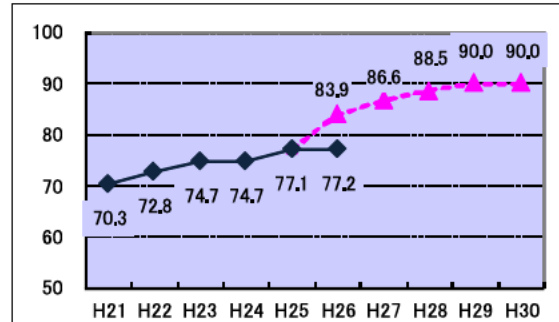
今後においても施設等のハード面の整備とともに、情報発信などソフト面での配慮・工夫に取り組んでいく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 歩道の切下げ、点字ブロック及び区画線の整備（管理課）
- ① 2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導（建築課）
- ① 3 公共施設のバリアフリー化の推進（営繕課）
- ① 4 公共施設のトイレ洋式化の推進（営繕課）
- ① 5 ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備の推進（営繕課）

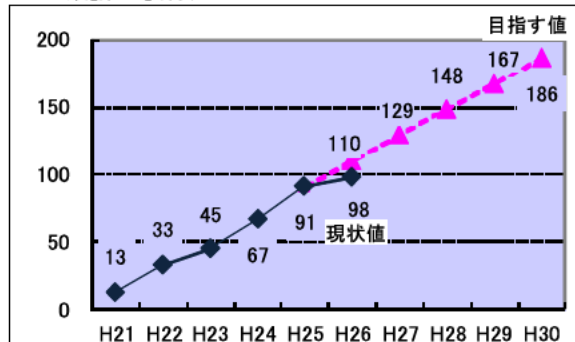
指 標

① 1 幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合（％）



【この指標について】 幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合。
道路や地形的な環境から、実現可能な値として平成 30 年度には 90%を目指します。（管理課）

① 2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出件数[累計](件)



【この指標について】 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、商業施設や病院など多くの方が利用する建築物等のバリアフリー化を促進することにより、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に利用できる建築物や生活環境の整備を推進しています。（建築課）

小分野 4-(7)-①

災害対策

基本計画

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・擁壁・塀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課)
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての的確な情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課)
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、広域的な連携体制を含め、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

小分野 4-(7)-①

災害対策

資料

現状と課題

地震や風水害などによる大規模な災害から、市民を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策が重要になっています。

本市では、災害に備え各種設備の拡充や体制の確立を進めるとともに、総合防災マップ等を配布し、危険な場所の周知や取組等の情報を提供し、市民の防災意識の啓発を行っています。今後も多様な方法で情報提供や支援を行い、防災・減災意識の向上に努めていく必要があります。

さらに、市有建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、一般建築物の耐震化のための各種補助金や相談窓口を実施し、耐震化を促進していく必要があります。

一方、都市化の進展により、雨水の貯留・浸透機能は年々失われつつあります。これに加え、近年局地的に集中豪雨が頻発しており、水害の発生により拍車をかけています。今後も計画的、継続的な河川改修や調整池の整備等が必要です。

また、ため池について、地元において維持管理していく上で費用負担が伴うため、支援していく必要があります。

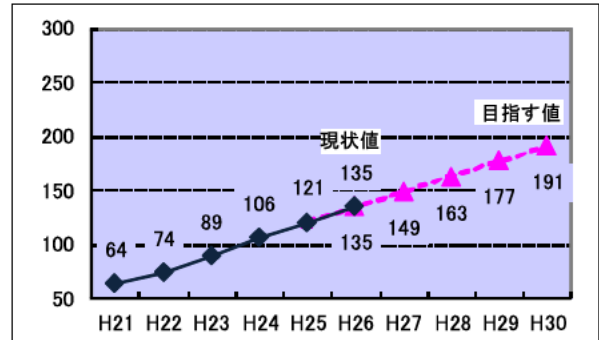
さらに、災害発生時に速やかに対処するために、対応のマニュアル化や情報提供システムを構築し、防災体制を充実させていくことが必要です。

具体的な事業

- ①1 各種耐震診断・改修補助事業（建築課）
- ①2 市庁舎耐震改修事業（総務課）
市民体育館耐震改修事業（スポーツ振興課）
- ①3 調整池浚渫事業（管理課）
- ①4 竜田川流域総合治水対策事業（土木課）
- ②1 避難所等整備事業（危機管理課）
- ②2 災害時情報伝達手段確立事業（危機管理課）
- ②3 防災・減災啓発事業（危機管理課）
生駒市耐震改修促進計画の推進（建築課）
土砂災害特別警戒区域を含めたハザードマップの作成、全世帯配布（危機管理課）
- ②4 橋梁耐震化事業（土木課・事業計画課）
- ②5 地域防災計画改定事業（危機管理課）

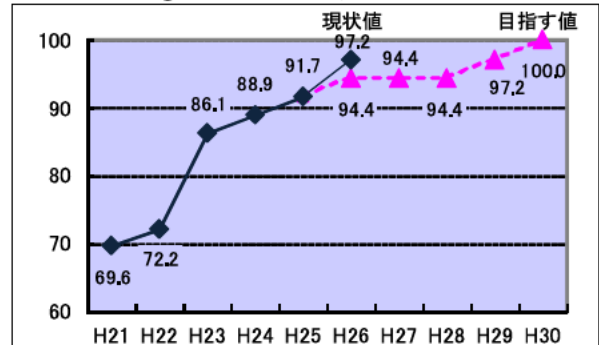
指 標

① 改修補助等により耐震化した住宅の件数[累計](件)



【この指標について】住宅の耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。（建築課）

② 避難施設の耐震化率(%)



【この指標について】避難所 36 箇所に対する耐震基準を満たしている避難所の割合。災害時に重要な拠点となる避難施設の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。（危機管理課）

小分野 4-(7)-②

自主防災

基本計画

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 防災・減災に対する意識が高まり、各家庭で災害への備えに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 1 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持出品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ② 2 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- ② 3 勤務先での被災に備え、無理に帰宅を急がず勤務先に留まるための準備をするとともに、自宅に帰宅する場合に備え、普段から帰宅経路等を確認しておく。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ① 2 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 1 事業所における防災訓練を実施する。
- ① 2 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ② 1 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ② 2 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ① 2 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ① 3 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ② 1 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を行います。(危機管理課)
- ② 2 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)
- ② 3 災害時徒歩帰宅訓練を実施します。(危機管理課)

小分野 4-(7)-②

自主防災

資料

現状と課題

近年、各地で災害が続き、市民の安全・安心に対する関心が高まっています。

本市では、住宅開発による新しい住民の増加、さらに価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっています。また、昼間は女性、子ども、高齢者の割合が高く、災害が発生した場合の体制を整備する必要があります。

また、近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震など大規模広域災害が発生した場合、市役所・消防・警察など公的機関による消火・救出・救護活動（公助）には、限界があります。

災害時に円滑な避難・救援を行えるようにするためには、自主防災組織の育成を支援し、地域コミュニティ意識の向上と防災知識の普及を図っていくとともに、市民参加による実践的な防災訓練等を実施し、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

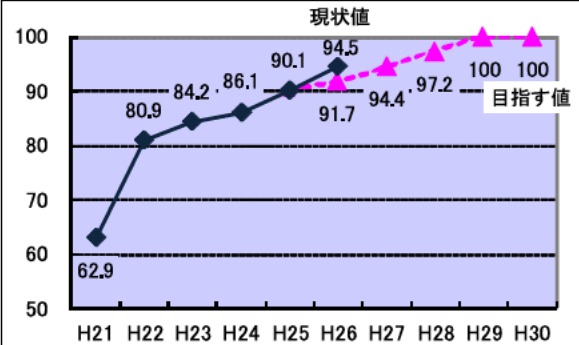
また、学校や企業を含めた地域防災力を向上させるため、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることが必要です。

具体的な事業

- ①1 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ①2 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ①3 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ②1 防災・減災啓発事業（危機管理課）
- ②2 防災・減災啓発事業（危機管理課）
- ②3 災害時徒歩帰宅訓練の実施（危機管理課）

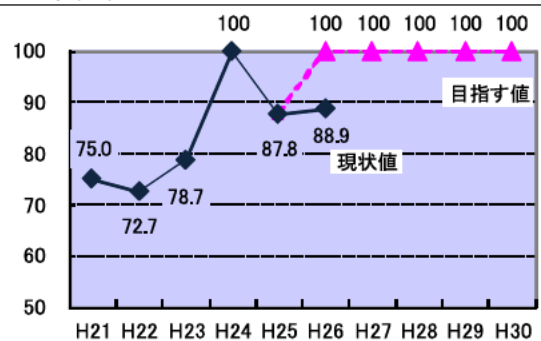
指 標

①1 自主防災組織の組織率（％）



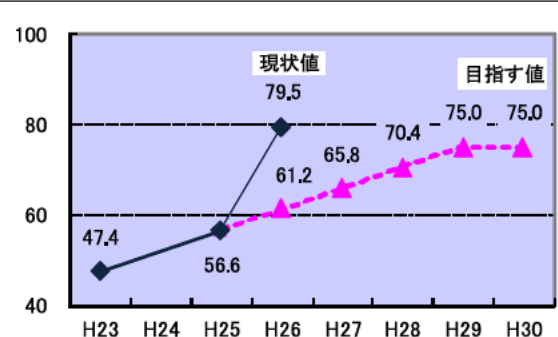
【この指標について】市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。
生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値（平成24年76％）を踏まえ、地域での災害に対する即応力を高めるため、自主防災組織の設置を促進します。（危機管理課）

①2 自主防災組織が主体となった災害対応訓練の実施率（％）



【この指標について】年1回以上、主体的に災害対応訓練を実施している自主防災会の割合。
生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値（平成24年100％）を踏まえ、全自主防災会が災害等の対応訓練を実施していることを目指します。（危機管理課）

② 家庭内備蓄や家具転倒防止等の家庭での実施率（％）



【この指標について】家庭内備蓄や家具転倒防止等、災害時に対して何らかの備えを行っている家庭の割合。
平成23年度実施の「たけまるモニター」で47.4％であったのを踏まえ、市ホームページを活用したアンケートで75％の実施率を目指します。（危機管理課）

小分野 4-(7)-③

消防

基本計画

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 火の取扱いに注意する。
- ① 2 住宅用火災警報器を設置する。
- ① 3 防火講習・避難訓練に参加する。
- ③ 1 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ① 1 自主防災活動に参加する。
- ③ 1 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ① 1 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ③ 1 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ① 2 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ① 3 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ① 4 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ② 1 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ② 2 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ② 3 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ② 4 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ② 5 奈良市との通信指令業務の統合の円滑な推進と、さらなる連携を検討します。(警防課)
- ② 6 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ② 7 「消防改革検討結果報告書」に基づき、消防力の強化・組織改革を推進します。(総務課)
- ③ 1 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ③ 2 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)
- ③ 3 救急車の適正な利用の促進対策を図るため、パンフレット、広報紙、ホームページ等を活用した啓発を実施します。(警防課)

小分野 4-(7)-③

消防

資料

現状と課題

市民への防火啓発や、建築物の検査等を積極的に行い、火災予防に努めるとともに火災による死者の発生を最小限にするため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを受け、実態を把握し設置の推進に努めています。

大規模地震の発生や、近年の災害の多様化、大規模化、市民ニーズの変化など消防を取り巻く環境の変化に適確に対応するためには、消防本部・消防署の消防力を強化し、大規模災害には、大きな戦力となる消防団の強化や、広域的な応援体制も推進しなければなりません。

複雑な災害対応、広域的な応援や財政面の効率化等を図るためには、本市と奈良市がそれぞれで行っていた通信指令業務を共同して、運用する必要があります。

また、高齢者や軽症者の要請などにより増加している救急出動に対応するため、救急医療体制を強化するとともに、救急車の適正利用の対策を進めなくてはなりません。

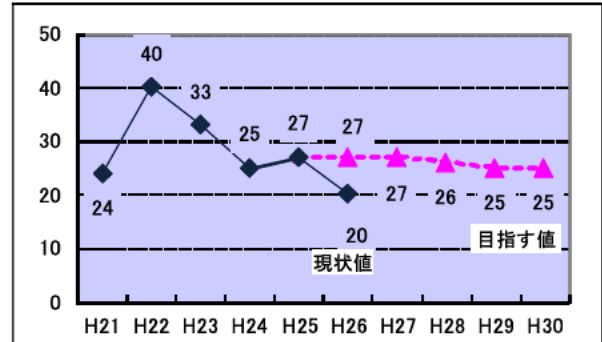
これらの対策とともに、救急救命士の養成など多様な専門分野に対応できる職員を育成していく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 火災予防運動・防火広報活動（予防課）
- ① 2 防火訪問等による住宅用火災警報器設置促進（予防課）
- ① 3 防火・防災訓練促進及び指導（予防課）
- ① 4 一人暮らし高齢者宅防火訪問（予防課・消防署）
- ② 1 消防活動訓練の強化（消防署）
- ② 2 立入検査（予防課・消防署）
- ② 3 消防車両・消防機械器具の整備（警防課）
- ② 4 消防水利の維持管理（消防署）
- ② 5 奈良市生駒市消防指令センターの共同運用（警防課）
- ② 6 消防団活動の充実強化（総務課）
- ② 7 「消防改革検討結果報告書」に基づく実施項目の進行管理表の作成と事業の推進（総務課）
- ③ 1 救命講習会（消防署）
- ③ 2 救急業務の高度化（警防課）
- ③ 3 救急車の適正利用の普及啓発（警防課）

指 標

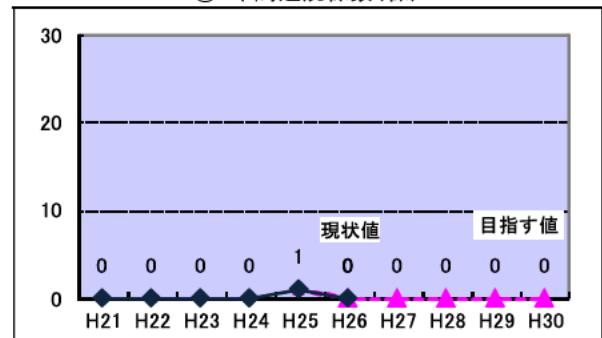
① 年間火災発生件数(件)



【この指標について】 建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。(年単位)

防火意識の啓発などにより過去5年間(平成20～24年)の平均発生件数(31件)より少なくなることを目指します。(予防課)

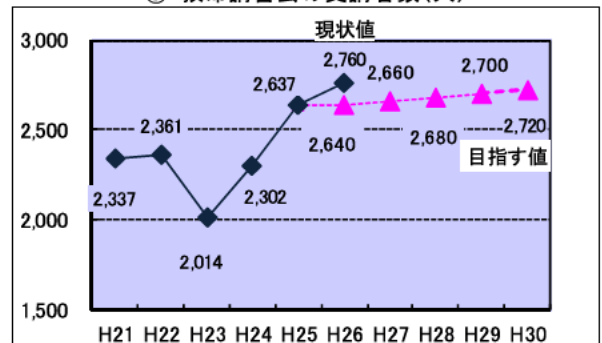
② 年間延焼棟数(棟)



【この指標について】 火災における延焼(出火元以外へ火が燃え広がること)した棟数。(年単位)

速やかな消火活動により、延焼させないことを目指します。(予防課)

③ 救命講習会の受講者数(人)



【この指標について】 市が実施する救命講習会の受講者数。(年度単位)

救命率の向上を図るためには、救急現場に居合わせた人による救命処置が重要となります。市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会への参加を促進し、受講者数の増加を目指します。(消防署)

小分野 4-(8)-①

交通安全

基本計画

4年後のまち

- ① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、**交通ルール・交通マナー**を守る意識が高まり、**安全に道路が利用されている。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ①3 チャイルドシートやシートベルトを着用する。
- ①4 反射材やヘルメットなどの交通安全グッズを装着、着用する。

市民2人以上でできること

- ①1 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ①2 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ①1 交通ルール、交通マナーを守る。
- ①2 シートベルトを着用する。
- ①3 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ①2 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ①3 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ①5 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ①6 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的にを行います。(生活安全課)
- ①7 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ①8 カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ①9 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課)
- ①10 警察と協議し、ゾーン30※1を毎年1箇所指定します。(生活安全課・土木課・事業計画課)

※1 ゾーン30: 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度 30 キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

小分野 4-(8)-①

交通安全

資料

現状と課題

交通事故の発生件数や死傷者数は、交通安全意識の啓発のほか、シートベルトの着用、飲酒運転事故の減少などから、近年、減少傾向にあります。高齢者が占める割合は増加傾向にあります。高齢化が進む中、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代においても、高齢者に配慮した交通マナーを啓発・実践する必要があります。

また、自動車の保有台数は増加しており、今後も安全対策が重要です。

幼児から成人まで、段階に応じた交通安全教育を行い、交通安全の重要性を認識してもらうとともに、近年増加している自転車による事故についても、安全利用に関して指導を行っていく必要があります。さらに、交通安全思想を普及するため、啓発・教育の手法を見直す必要があります。

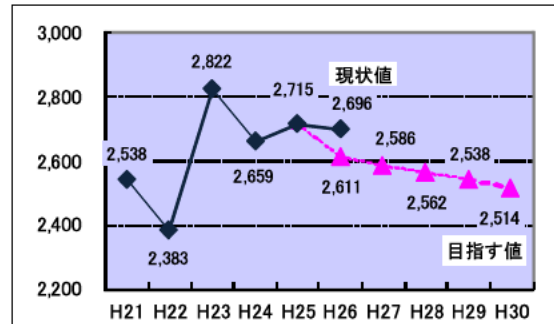
道路においては、子どもを事故から守り、高齢者、障がい者が安全にかつ安心して外出できるように、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備していくとともに、危険箇所の整備、交通安全施設の整備・管理、ゾーン30の指定を推進していく必要があります。

具体的な事業

- ①1 交通安全啓発事業（生活安全課）
- ①2 高齢者交通安全推進事業（生活安全課）
- ①3 交通安全教室の開催（生活安全課）
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪防止事業（生活安全課）
- ①5 重点地域違法駐車防止事業（生活安全課）
- ①6 放置自転車撤去事業（生活安全課）
- ①7 交通危険箇所の把握（生活安全課）
- ①8 交通安全施設整備事業（土木課）
- ①9 通学路安全対策事業（教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課）
- ①10 ゾーン30整備事業（生活安全課・土木課・事業計画課）

指 標

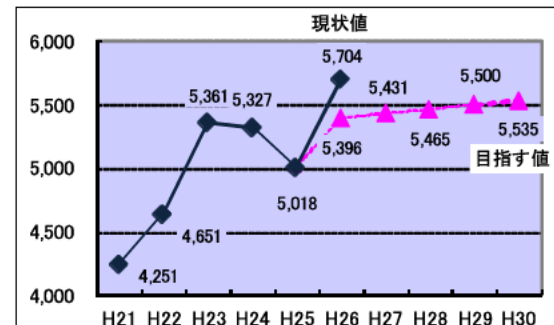
①1 交通事故の発生件数(件)



【この指標について】人身事故及び物損事故の年間の発生件数。

本市の交通事故発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き交通安全に関する啓発や交通安全施設の整備等により、現在の水準以下となることを目指します。（生活安全課）

①2 交通安全教室の参加人数(人)



【この指標について】市内の保育園・幼稚園・小学校等で実施する交通安全教室への参加者数。

平成 29 年度には市内すべての保育園・幼稚園・小学校で、交通安全教室を実施することを目指します。（生活安全課）

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

基本計画

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ①2 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ②1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ②2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ①2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ②1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ①1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ②1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ②2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ②3 公正な取引を確保する。
- ②4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ②5 市が実施する消費者施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ①2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ①3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ①4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「こども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ①5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ①6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ①7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ①8 通学路を中心とした防犯カメラの設置について検討した上で、設置を進めます。(生活安全課)
- ①9 特殊詐欺防止装置の購入に対して、高齢者等に補助金を交付するとともに、広報・ホームページ等で啓発します。(生活安全課)
- ②1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(消費生活センター)
- ②2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(消費生活センター)
- ②3 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。(消費生活センター)
- ②4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(消費生活センター)
- ②5 消費者保護施策の充実を図るため、国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(消費生活センター)
- ②8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り、消費者教育を推進します。(消費生活センター)

小分野 4-(8)-②

防犯・消費者保護

資料

現状と課題

本市においては、住民の防犯に対する意識が高く、暴力や犯罪のないまちづくりの実現のため、暴力排除推進協議会や防犯協議会の設置、子どもたちの安全確保のための「こども110番の家」の設置などを行っています。市内における刑法犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

消費者保護については、平成20年4月から消費者保護条例が施行され、地域への出前講座や講習会等の実施、相談窓口の充実など、消費生活センター機能の強化を図っています。

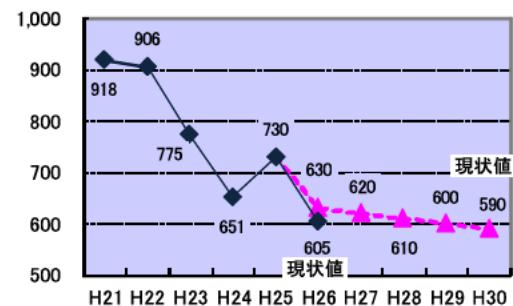
今後、防犯については、犯罪の起こりにくい明るいまちづくりの実現のため、地域の自主防犯意識のさらなる高揚を図り、地域の防犯ネットワークの構築を推進していく必要があります。また、消費者保護については、消費者保護条例の適正な運用を図るための施策を推進していくとともに、地域ボランティアの育成、市民の正確な判断力を高めるための消費者教育及び速やかな情報提供が必要となっています。

具体的な事業

- ①1 自主防犯活動支援・促進事業（生活安全課）
- ①2 暴力排除推進協議会推進事業（生活安全課）
- ①3 防犯協議会支援事業（生活安全課）
- ①4 こども110番の家推進事業（生活安全課）
- ①5 出前防犯教室実施事業（生活安全課）
- ①6 防犯教室実施事業（生活安全課）
- ①7 警察との連携活動（生活安全課）
- ①8 通学路防犯カメラ設置補助事業（生活安全課）
- ①9 特殊詐欺防止装置購入補助事業（生活安全課）
- ②1 ボランティア養成事業（消費生活センター）
- ②2 情報提供事業（消費生活センター）
- ②3 消費者施策実施事業（消費生活センター）
- ②4 相談事業（消費生活センター）
- ②5 消費者施策連携事業（消費生活センター）
- ②6 生活再建支援事業（消費生活センター）
- ②7 不当取引行為是正事業（消費生活センター）
- ②8 消費者教育推進事業（消費生活センター）

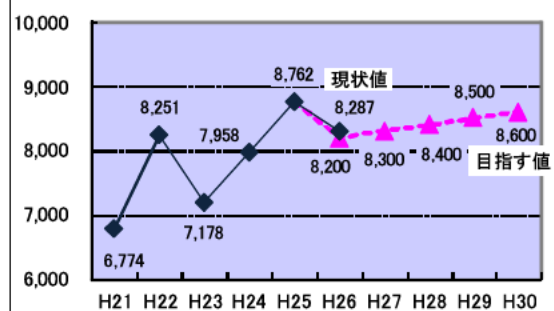
指標

①1 刑法犯罪発生件数(件)



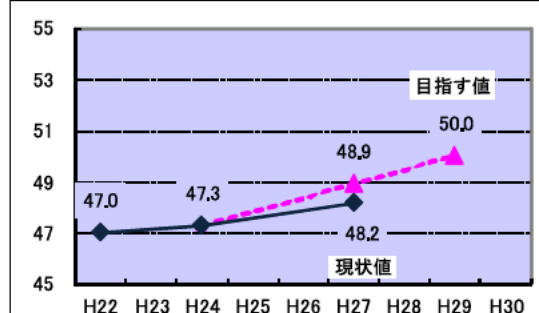
【この指標について】生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑法犯罪の発生があったと認めた件数。本市の刑法犯罪発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き防犯に対する啓発や警察等関係機関との連携により、現在の水準以下となることを目指します。(生活安全課)

①2 出前防犯教室の参加人数(人)



【この指標について】市が保育園・幼稚園・小学校へ出向いて、子どもたち、保護者及び先生を対象に実施する防犯教室の参加人数。安全意識の高揚を図るため、過去に実施した実績を踏まえて、参加人数の増加を目指します。(生活安全課)

② 消費者相談などの消費者保護対策の満足度(点)



【この指標について】「市民満足度調査」における一般市民の消費者保護対策に対する満足度を、平成29年度には50点を目指します。(生活安全課・消費生活センター)

小分野 5-(1)-①

学研都市

基本計画

4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

市民2人以上でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

事業者でできること

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ①2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ①3 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ①4 産学連携事業を積極的に行う。
- ①5 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ①6 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ①2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(都市計画課)
- ①3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(都市計画課)
- ①4 学研都市の建設推進に向けて、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(都市計画課)
- ①5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(都市計画課)

小分野 5-(1)-①

学研都市

資料

現状と課題

関西文化学術研究都市は、昭和 62 年に「関西文化学術研究都市建設促進法」が公布・施行され、国家プロジェクトとして都市建設が進められてきました。本市においては、平成 5 年に奈良先端科学技術大学院大学の学生受け入れが開始され、産学交流事業や地域交流事業などの活動拠点として高山サイエンスプラザや民間企業の研究施設も立地が進み、平成 6 年には学研都市全体のまちびらきが行われました。

本市では、公立小中学校で研究者による授業の実施やイベントの支援など、奈良先端科学技術大学院大学との連携による様々な事業を行っていますが、「市民満足度調査」では、市民の役割分担状況として「セミナーなどイベントに参加・協力」を「全く取り組んでいない」と答える人が 58.0%になっていることから、PRが不足していると考えられます。

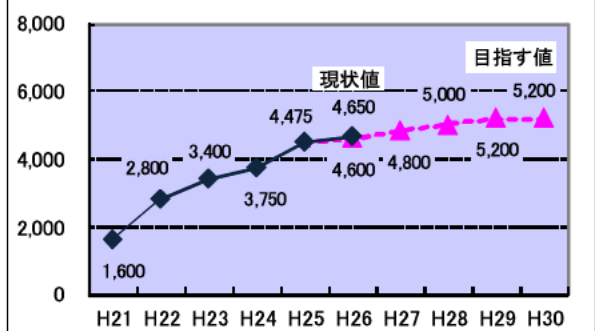
今後、学研都市関係機関との連携をさらに深め、共同による施策の展開とともに、産学官連携により地場産業を育成・支援するなど、学研都市が立地しているという特色を活かしたまちづくりとそのPRが必要となっています。

具体的な事業

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学の研究者による特別授業（教育指導課）
- ① 2 各種イベント等の広報への掲載（都市計画課）
各種イベント等の後援（都市計画課）
- ① 3 市施設における展示の実施（都市計画課）
- ① 4 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が実施する調査等への協力（都市計画課）
- ① 5 リニア中央新幹線新駅（中間駅）誘致事業（都市計画課）

指 標

① 高山サイエンスタウンフェスティバルの来場者数(人)



【この指標について】 毎年開催している「高山サイエンスタウンフェスティバル(サイエンスプラザ)」への来場者数。来場者の増加により、学研都市高山地区に立地する施設への関心が高まることで、施設と地域との交流促進を目指します。(都市計画課)

小分野 5-(2)-①

農業

基本計画

4年後のまち

- ① 市民全体により遊休農地^{※1}の解消が進められ、新規就農者への支援及び農業基盤の整備が進んでいる。
- ② 地産地消^{※2}と人に優しい農業を推進し、市民と育む農のあるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 農地の保全活動などに協力する。
- ② 積極的に遊休農地活用事業に参加する。
- ③ 新規就農する。
- ④ 1 地場農産物に関心を持ち、購入する。

市民2人以上でできること

- ② 1 農業に関するイベントなどに参加する。
- ② 2 農業体験に参加する。

事業者でできること

【農家】

- ① 1 遊休農地の増加を防ぎ、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- ① 2 後継者を育成する。
- ② 1 行政が実施する取組に協力する。

【農業者団体】

- ② 2 出荷用作物の作付面積を拡大する。
- ② 3 減農薬栽培に取り組む。

【小売店】

- ② 4 行政が実施する取組に協力する。
- ② 5 地場農産物の販売コーナーを設置する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を生かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。(経済振興課)
- ① 2 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。(経済振興課)
- ① 3 新規就農者を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援等を行います。(経済振興課・農業委員会事務局)
- ① 4 新規就農者への支援制度を拡充し、新規就農者を誘致し、農地に戻した遊休農地を貸し出します。(農業委員会事務局)
- ① 5 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修支援、有害鳥獣被害対策に努めます。(経済振興課)
- ② 1 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。(経済振興課)
- ② 2 地産地消を推進するため、黒大豆や学校給食用食材の生産拡大、自主的運営農業者団体づくり、地域農産物の加工品化等を図ります。(経済振興課)
- ② 3 有機栽培の啓発、減農薬の推進、エコファーマーの登録推進を図ります。(経済振興課)
- ② 4 有機農業がもたらす循環・共生・多様性が環境を改善していく重要な役割であることを啓発します。(経済振興課)
- ② 5 自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。(経済振興課)
- ② 6 市独自の特産品づくりと、そのために必要な生駒ならではの農作物や果樹の栽培を支援します。(経済振興課)
- ② 7 農業振興のための研究体制の構築や地元飲食店と農家との連携などを進めるための場づくりに取り組みます。(経済振興課)
- ② 8 食品残さの農作物の栽培への活用、学校や農業への還元などの循環システムの事業化の方針、手法について検討し、「食のバリューチェーン^{※3}」の構築を目指します。(環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 遊休農地: 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。

※2 地産地消: 「地元生産ー地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

※3 食のバリューチェーン: 生産、流通、販売等の連携強化による継続的な地産地消サイクルのこと。

小分野 5-(2)-①

農業

資料

現状と課題

本市の農業は、農業振興地域もなく、大都市の近郊であることから宅地開発が進み、住宅や駐車場などへの転用により農地が減少しています。

また、担い手の高齢化や後継者不足の問題、遊休農地の増加等の問題が起きています。

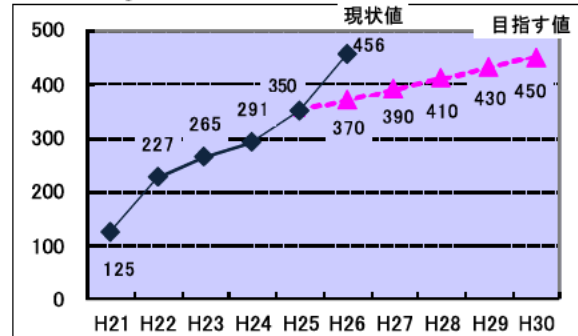
こうしたことから、基本目標として、「遊休農地の活用、地産地消の推進、新規就農者支援、人に優しい農業の推進、市民とともに育む農のあるまちづくり」の5つの目標を掲げた農業ビジョンを策定しました。今後は、ビジョンの実現に向け、都市住民から新規就農者を含めた農業者までのすべての市民とともに、本市の農業の推進と人に優しい生活環境の保全を図るための取組を行っていくことが必要となっています。

具体的な事業

- ①1 遊休農地活用事業（経済振興課）
- ①2 遊休農地活用事業（経済振興課）
- ①3 新規就農者支援事業（経済振興課・農業委員会事務局）
- ①4 新規就農者への支援制度の拡充（農業委員会事務局）
- ①5 土地改良事業（経済振興課）
有害鳥獣捕獲事業（経済振興課）
- ②1 地場野菜販売支援（経済振興課）
青空市場の開催（経済振興課）
販売促進イベント（経済振興課）
- ②2 黒大豆の生産拡大（経済振興課）
学校給食事業（経済振興課）
- ②3 有機、減農薬推進事業（経済振興課）
- ②4 有機、減農薬推進事業（経済振興課）
- ②5 親子ふれあい農業体験事業（経済振興課）
- ②6 特産品化事業検討懇話会の設置（経済振興課）
- ②7 農業振興のための研究体制の構築及び地元飲食店と農家との連携促進の場づくり（経済振興課）
- ②8 食の循環に係る事業の実施に向けた協議（環境モデル都市推進課・経済振興課）

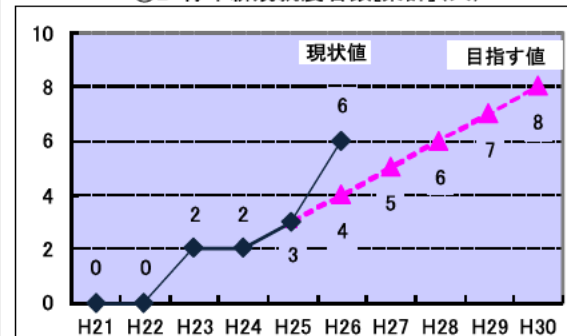
指標

①1 遊休農地活用事業面積(アール)



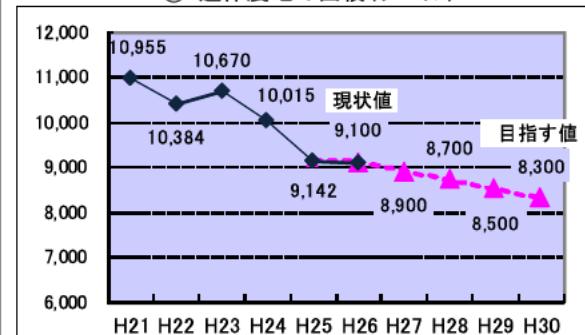
【この指標について】 遊休農地活用事業で利用されている農地の面積。
遊休農地の解消を図るため、農家以外の方の協力を得ながら、耕作面積の拡大を目指します。（経済振興課）

①2 青年新規就農者数[累計](人)



【この指標について】 農地の有効活用を図り、地産地消を進めるため、農家の担い手としての青年の新規就農者の数。未来の農家の担い手の青年の発掘と定着を進めます。（農業委員会事務局）

② 遊休農地の面積(アール)



【この指標について】 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地の面積。
遊休農地が減少しているのは主に農地の転用など社会的要因によります。遊休農地の減少は、生活環境の面で社会的に寄与するため、その減少を把握します。（経済振興課）

小分野 5-(3)-①

企業立地 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 自然環境と調和した良好な工業団地が形成され、職住近接^{※1}の住みやすいまちになっている。
- ② 工業団地内の立地環境の整備にあわせ、企業立地が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- ①2 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- ②1 企業立地に対して理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 就職についての情報交換を行う。

事業者でできること

- ①1 環境負荷を低減する環境保全計画を立て、環境に配慮した事業活動を推進する。
- ①2 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- ①3 就労機会の提供を積極的に行う。
- ②1 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。(経済振興課)
- ①2 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。(経済振興課)
- ②1 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。(経済振興課)
- ②2 既存補助制度の運用や制度の拡充など、立地企業への支援を推進します。高山第1工区についても、奈良県と連携し、企業誘致を実現します。(経済振興課)
- ②3 国や県とも連携しつつ、北田原工業団地を中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(土木課)
- ②4 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。(経済振興課・環境モデル都市推進課)
- ②5 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組めます。(経済振興課)
- ②6 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した、工業適地の確保に取り組めます。(経済振興課、都市計画課)
- ②7 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(経済振興課)

※1 職住近接: 職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。

小分野 5-(3)-①

企業立地 【重点分野】

資料

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業員数が低い水準にあります。

生駒市では平成 22 年 1 月に、本市への新たな企業の立地を目的として補助金制度を創設し、平成 24 年度末までに 7 企業を対象企業として認定しています。

本市唯一の工業集積地としての北田原工業団地については、都市基盤の根幹である道路の整備状況が十分でなく、企業立地の懸念材料の一つとなっており、現在地区内を横断する国道 163 号 BP 線、南北を縦断する北田原南北線の整備など、基盤整備が進められています。また、研究所の集積を目指していた学研高山地区第 1 工区については、規制緩和等の結果、新たに 2 社が進出したところです。

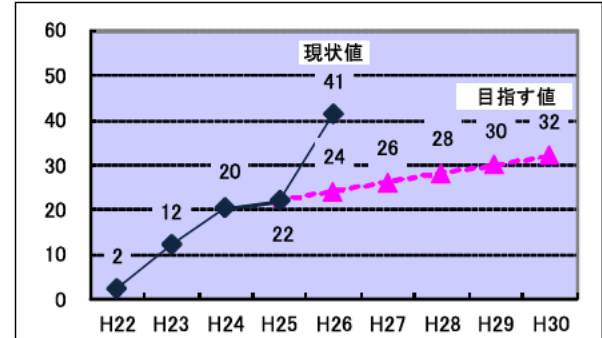
今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、道路などの基盤整備をはじめ、新たな工場適地の確保、補助制度などの支援策の展開や、環境に配慮した企業活動を支援していくよう取り組んでいく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 ふるさとハローワークの相談事業について広報等で周知（経済振興課）
- ① 2 ふるさとハローワークにおける求人情報の提供や職業相談の実施（経済振興課）
- ② 1 ホームページ等での情報掲載（経済振興課）
- ② 2 企業誘致支援事業（経済振興課）
- ② 3 企業誘致関連道路整備事業（土木課）
- ② 4 環境保全協定の締結の促進（経済振興課・環境モデル都市推進課）
- ② 5 ホームページ等による周辺環境や優遇・補助金制度の PR（経済振興課）
- ② 6 工業適地の確保（経済振興課・都市計画課）
- ② 7 新たな企業誘致施策の検討（経済振興課）

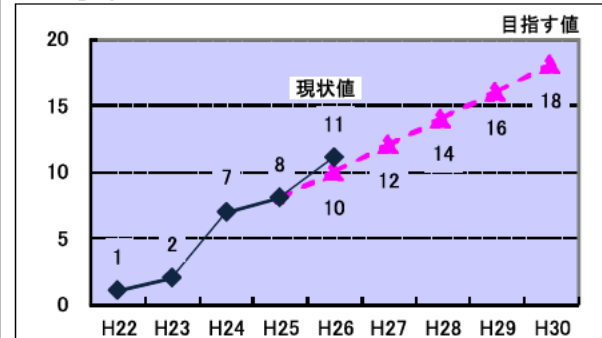
指 標

① 補助制度活用事業所における市内新規常用雇用者数 [累計] (人)



【この指標について】本市の企業立地施策により立地した企業において、市民を新規に雇用した人数。この数値が増えることにより、職住近接の実現を図ります。（経済振興課）

② 生駒市企業立地補助金制度による認定事業所数 [累計] (事業所)



【この指標について】企業誘致施策の成果を表す指標である企業立地促進条例に基づく認定事業所数。年間 2 件の対象事業所を目指します。（経済振興課）

小分野 5-(3)-②

商工業

基本計画

4年後のまち

- ① 魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ② 商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が一層活発になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① できる限り市内で商品を購入するようにする。
- ② 地場産業に関連したイベントに参加する。
- ③ 商工業に対する理解を深める。

市民2人以上でできること

- ④ 商業活性化に向けた協議会に参画する。

事業者でできること

- ⑤ 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- ⑥ 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- ⑦ 地場産業における後継者の育成を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① ① 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。(経済振興課)
- ② ② 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。(経済振興課)
- ③ ③ 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶室をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。(経済振興課)
- ④ ④ 商工観光ビジョンを策定し、商工業の振興に関する事業を計画的に具体化していきます。(経済振興課)
- ⑤ ⑤ 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。(経済振興課)
- ⑥ ⑥ 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種資金融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。(経済振興課)
- ⑦ ⑦ 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ⑧ ⑧ 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。(経済振興課)
- ⑨ ⑨ 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。(土木課)
- ⑩ ⑩ 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(経済振興課)
- ⑪ ⑪ 商工会議所と連携し、商工業活性化に資するイベント等の事業を支援します。(経済振興課)
- ⑫ ⑫ 環境モデル住宅都市にふさわしい、省エネルギー等により秀でた市内工務店の育成・情報発信等による支援をします。(建築課・環境モデル都市推進課)
- ⑬ ⑬ 意欲のある女性、高齢者、学生等の起業活動を促進するため、起業支援のワンストップ窓口の設置や起業支援スペースの整備等により、起業者をハード、ソフトの両面から一体的に支援します。(経済振興課)
- ⑭ ⑭ ワークライフバランス※1の実現や女性の就業機会を拡大するため、テレワーク※2の普及促進に取り組みます。(経済振興課)

※1 ワークライフバランス：小分野 1-(3)-②参照

※2 テレワーク：「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

小分野 5-(3)-②

商工業

資料

現状と課題

経済状況の低迷が長引く中、本市の商工業についても依然厳しい状況が続いており、本市の産業構成を業種別で見ると、卸売・小売業、サービス業、飲食店などの市民の日常生活に密着した産業の合計が半数を超え、また、事業規模は従業員数10人未満の事業所が8割近くを占めています。

小売業の近年の状況を見ると、商店数は減少傾向にあるものの、従業者、販売額等は増加傾向にあり、郊外的大型店舗の増加などで消費者のニーズにあった商品が提供されているものと考えられます。

製造業においても、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等のいずれもが減少傾向にあります。

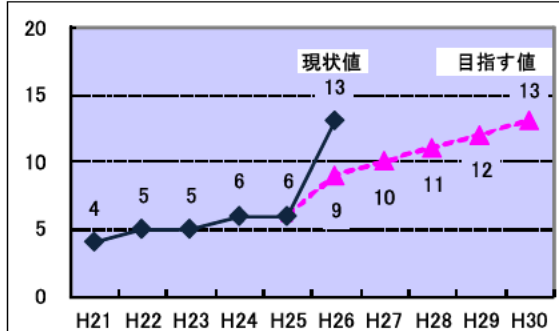
商工業の振興については中小企業の経営の安定化や既存商店街の活性化、北田原工業地区のインフラ整備、地場産業における後継者の育成等が課題となっています。

具体的な事業

- ①1 中小企業振興事業（経済振興課）
観光協会、生駒市アンテナショップなど関係団体との連携（経済振興課）
- ①2 伝統的工芸品育成補助金（経済振興課）
特産品振興補助金（経済振興課）
- ①3 お茶会と高山 竹あかりの開催（経済振興課）
- ②1 商工観光ビジョンの策定懇話会の設置（経済振興課）
- ②2 企業立地ホームページでのPR（経済振興課）
ビジネスフェアへの出展・参加（経済振興課）
- ②3 中小企業融資（経済振興課）
中小企業融資制度利子補給金（経済振興課）
- ②4 商工会議所補助金（経済振興課）
- ②5 中心市街地活性化協議会と連携（経済振興課）
- ②6 企業誘致関連道路整備事業（土木課）
- ②7 起業支援融資（経済振興課）
起業支援セミナーの開催（経済振興課）
商工観光活性化提案事業支援（経済振興課）
- ②8 商工観光活性化提案事業支援（経済振興課）
- ②9 省エネルギーフォーム等に秀でた市内工務店の育成・情報発信等による支援（建築課・環境モデル都市推進課）
- ②10 創業支援事業計画の実施（経済振興課）
- ②11 テレワークの導入支援（経済振興課）
サテライトオフィス※3の誘致（経済振興課）

指 標

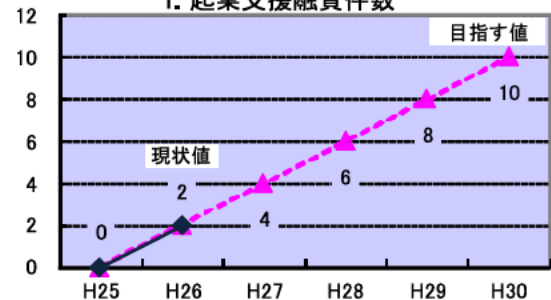
① 商工業振興イベント数(件)



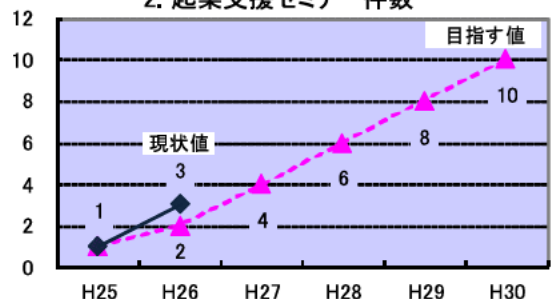
【この指標について】 商工業振興イベントの開催件数。商業の活性度合いを示す指標であり、商工業を振興するための効果的なイベントを実施し、地域の活性化を図ります。（経済振興課）

② 起業支援融資・セミナー件数(件)

1. 起業支援融資件数



2. 起業支援セミナー件数



【この指標について】 生駒市起業支援融資制度にかかる融資の件数。また、起業支援に関するセミナーの開催件数。本市の商工業の活性化の指標であり、起業を支援することで商工業の振興、地域経済の活性化、市民の満足度の増進、市財政の健全化を目指します。（経済振興課）

※3 サテライトオフィス：地方や郊外など本社と離れた場所にある小規模事務所で、情報通信ネットワークで結ばれ本社機能の一部を担う。

小分野 5-(4)-①

観光・交流

基本計画

4年後のまち

- ① 本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地など本市へ来訪者が訪れている。
- ② 本市の新しい特産品やお土産等の開発・PRを進めるなど、訪れた観光客や市民の満足度が高まる取組が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 生駒の観光資源・地域資源に親しみ、理解を深める。
- ①2 観光地やまちを美しく保つ。
- ①3 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 観光資源の保存、活用に協力する。
- ①2 観光ボランティアとして活動する。

事業者でできること

- ①1 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- ①2 観光特産品を開発する。
- ①3 生駒の魅力を発信する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。(経済振興課)
- ①2 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ①3 高山 竹あかりや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。(経済振興課)
- ①4 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。(経済振興課)
- ②1 商工観光ビジョンを策定し、観光振興に関する事業を計画的に具体化していきます。(経済振興課)
- ②2 観光ボランティアのPRを行います。(経済振興課)
- ②3 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。(経済振興課)
- ②4 産学官の連携推進による観光振興に努めます。(経済振興課)
- ②5 市民が行う地域や観光資源の活性化に関する活動を支援し、観光・交流の促進を図ります。(経済振興課・秘書広報広聴課)

小分野 5-(4)-①

観光・交流

資料

現状と課題

本市の代表的な観光資源である生駒山や宝山寺周辺地域は、生駒山の稜線と緑を形成し、金剛生駒紀泉国定公園に指定されているとともに、財団法人古都保存財団の「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されています。

本市では大都市近郊という立地条件と豊かな自然に恵まれているという特性を活かして、矢田丘陵遊歩道の整備、生駒山スカイウォークなどのイベント等、身近に参加し、楽しめる観光の振興に努めて来ましたが、主要な観光地である、宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池においては、観光客数の推移が減少ないし横ばい傾向にあります。

現在、市では地域資源のより有効な活用を目指し、平成24年度に観光ボランティアガイドを立ち上げるとともに、商工会議所、帝塚山大学、観光協会及び市の4者による産学官連携協定を締結し、その活動を通じて本市の魅力発信に努めています。

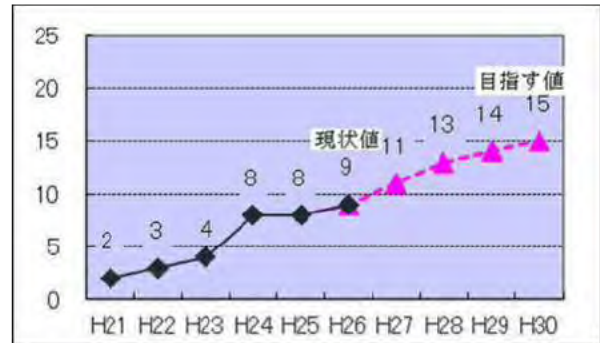
今後においては、健康志向やアウトドア志向といったニーズを踏まえ、恵まれた自然資源を活かした取組を一層進めていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 ホームページ等による観光PR（経済振興課）
 - ①2 観光協会補助金（経済振興課）
 - ①3 お茶会と高山 竹あかり（経済振興課）
 - ①4 新たな観光ニーズに関する研究（経済振興課）
 - ②1 商工観光ビジョンの策定懇話会の設置（経済振興課）
 - ②2 観光ボランティアの育成（経済振興課）
 - ②3 観光施設維持管理（経済振興課）
 - ②4 産学官連携推進事業（経済振興課）
 - ②5 市民が行う経済活性化事業への行政による支援の拡充（経済振興課）
- まんてん生駒魅力発信プロジェクト（秘書広報広聴課）
- 観光振興を図るための活動支援事業の展開（経済振興課）

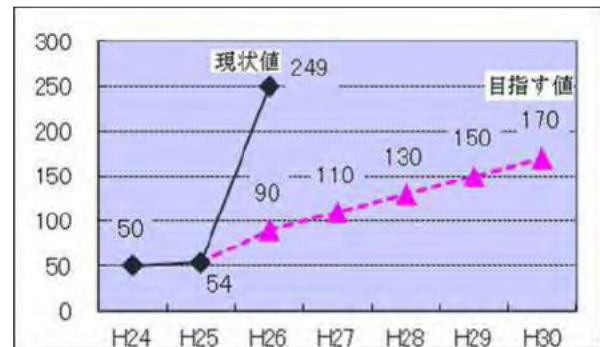
指標

① 観光イベントの件数(件)

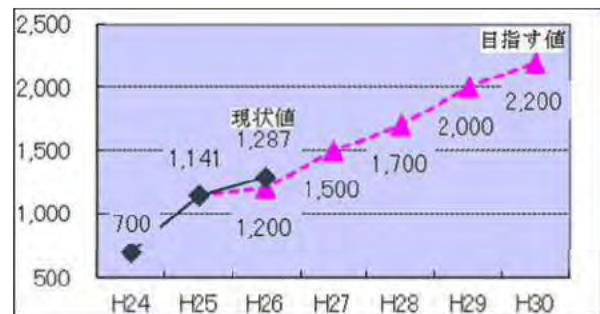


【この指標について】 生駒市及び生駒市観光協会などが主催して行ったイベントの件数。観光客誘客のためにイベントを主催及び協力して観光客の増加を目指します。（経済振興課）

②1 観光ボランティアガイドの案内件数(件)



②2 観光ボランティアガイドが案内した人数(人)



【この指標について】 生駒市を訪れる観光客を観光ボランティアガイドが案内した件数及び人数で、生駒市を訪れたいニーズと機会の指標です。生駒市を訪れる機会の指標である件数と人数の増加を目指します。（経済振興課）